

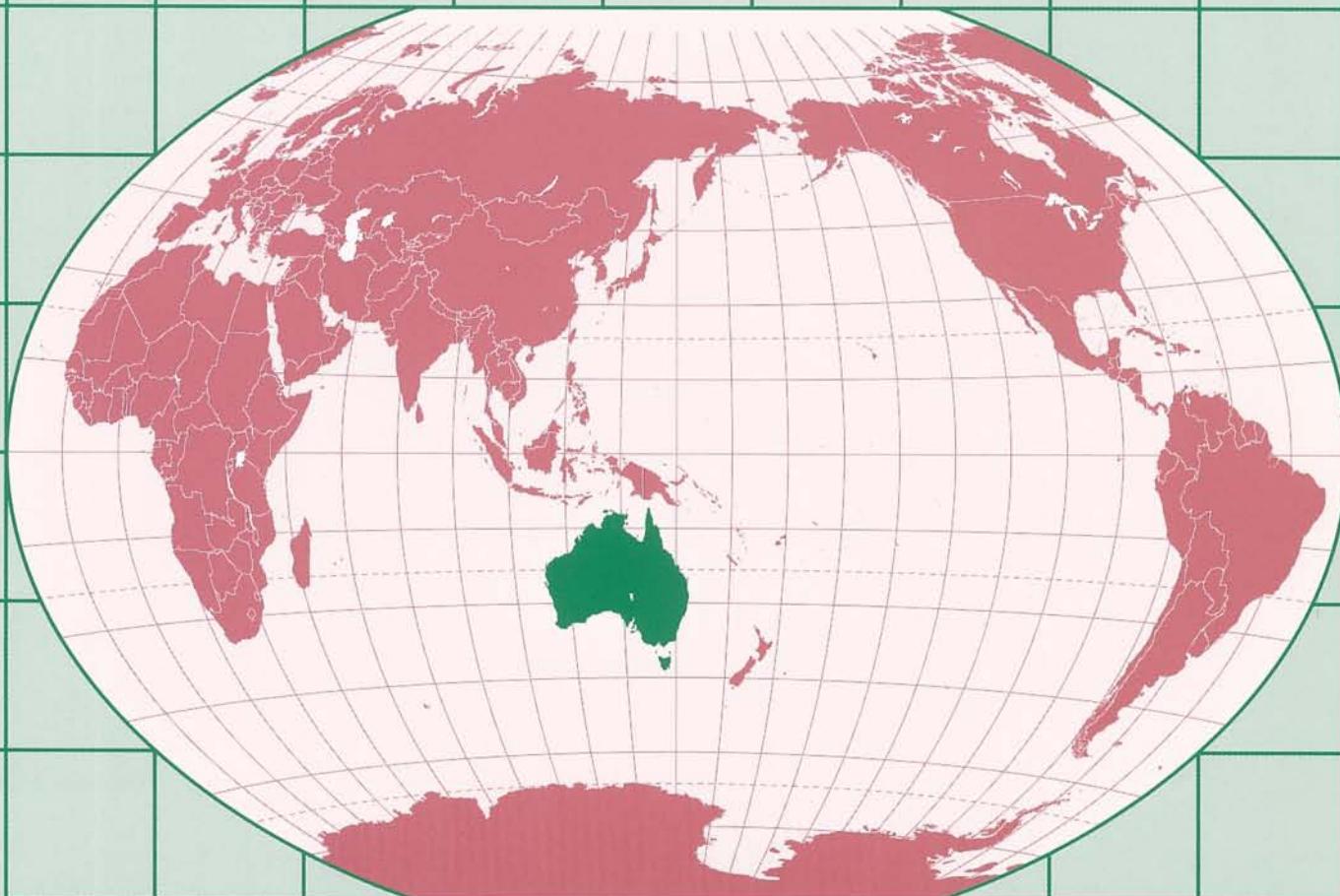


海外消防情報
シリーズ

11

オーストラリアの消防事情

[2004年3月]



海外消防情報センター

オーストラリアの消防事情

(2004年3月)

海外消防情報センター

はしがき

本書は、海外消防情報センターが海外主要国の消防事情について、シリーズでその概要を紹介する計画のもとに既に作成したイギリス・ドイツ・フランス・アメリカ・韓国・中国・フィリピン・マレーシア・インドネシア・ベトナムの10か国の消防事情に次いで、同シリーズの第11号として「オーストラリアの消防事情」について編集したものである。

本書の編集に当たっては、本シリーズの既刊の各書同様、総務省消防庁のご指導とご協力を得、さらに関係の機関、団体等のご協力やご教示をいただき、海外消防情報センターが収集している資料等に基づき、取りまとめた。

海外消防情報シリーズ5号から10号までは、アジア諸国の消防事情を取り扱い、関係各国の比較等の便宜のため冒頭に「アジア諸国の消防事情一覧表」を載せていた。今回のオーストラリアは、オセアニアに属するが、今まで発行の11か国に近刊予定のタイと日本の計13か国の消防事情を、「各国の消防事情一覧表」として登載することとした。

オーストラリアは、連邦国家であり、消防制度も州等により異なっている。そのため各地域の状況を詳しく紹介するには、資料・情報等が不足している分野が残されているが、消防関係の費用負担に保険会社が関与していること、広大な区域で草原火災などに特色もあるので、できるだけ早く作成するようにという要請もあり、不十分な点については今後、機会をみて補完修正することとし、把握できた点を、一応このように取りまとめた次第である。

最近のオーストラリアの消防全般について概略的に紹介した文献がわが国において少ない現状からみて、多少の不十分さを認めながらも、オーストラリアの消防事情について関心のある人達に、本書が一応の知識・情報を与えることができれば幸甚である。

なお、さらに専門的にオーストラリア消防の特定分野について詳しく知りたい向きは、本書の参考文献等を頼りにそれぞれの資料や著作にあたっていただきたいと思う。

2004年3月

海外消防情報センター長

誠 訪 部 信

編 集 方 針 等

- ・ 本書は、世界主要国の消防事情について、それぞれ概括的に取りまとめていく計画の中で、その第11巻として「オーストラリアの消防事情」についてまとめたものである。
- ・ 日本とオーストラリアでは、例えば、オーストラリアでは一般的には救急業務を担当していないなど、消防機関の担っている業務の範囲が異なるところもあるので、本書の対象は、日本の消防機関が行っている業務について、オーストラリアの状況を記述し、オーストラリアの消防・防災機関等が行っている業務で特徴的なものは、その概要を記述した。
- ・ 本書は、オーストラリアの消防事情全般について、概括的な知識を得ることを目的としてその大要を記述したものであって、専門的に特定の分野について、さらに詳しく知りたい向きは、参考文献等を手掛かりにして、専門的な文献・資料等に当たっていただきたい。
- ・ 本書の取り扱う範囲が広く、各種の文献・資料等を参考にしたので、例えば同じ事柄について引用した文献等の統計の数字が記載する場所によって異なっているところもあるが、明らかに間違っていると思われる場合を除き、制度の概要を知る上で格別支障がないと考えられる場合は、そのままにしてある。
- ・ 制度の紹介や統計数字は、できるだけ最新のものをと心掛けたが、不十分と思われる点も多い。それらについては、今後新しい資料等で修正して参りたい。
- ・ 年号については、一般的に西暦によったが、歴史的なもの等については、和暦も併記した。
- ・ 記載項目については、はじめにオーストラリアの概要について概観し、以下オーストラリアの連邦と州等の関係、地方制度、消防・防災組織、消防職員等、消防の担当業務等、消防関係基準認証制度、消防財政、教育・訓練、救急・救助、消防車両等の保有状況、各種災害の状況等、ニューサウスウェールズ州及び西オーストラリア州の消防事情について記載した後、ニューサウスウェールズ州の消防隊法1989年(仮訳)を参考のため登載し、最後に関係する参考文献を掲載した。

各國の消防事情一覽表

日本を除き海外消防情報(順出アズ) (1)

国 の 正 式 名 称	イ ギ リ ス 大 ブ リ テ ィ ン 大 ラ ン ド 連 合 国	ド ラ ン ス 共 和 国	フ ラ ン シ ヴ ド イ ツ 連 邦 共 和 国	ア メ リ カ 合 衆 国	ア メ リ カ	韓 國	中 华 人 民 共 和 国	中 华 人 民 共 和 国	菲 イ リ ピ ン	
面 積(万km ²)	24.3(日本の64%) うちイングランド 13.0(日本の34%)	35.7(日本の94%)	55.2(日本の1.5倍)	936.4(日本の25倍)	9.9(日本の26%)	956.1(日本の25倍)	30.0(日本の79%)	30.0(日本の25倍)	フィリピン共和国	
人 口(万人)	5,864.9(日本の43%) うちイングランド 4,725.4(日本の37%)	8,202.4(日本の65%)	5,884.7(日本の43%)	(2億7,056.1 (日本の2.1倍))	4,674.0(2000年) (日本の37%)	12億7,305.0(2000年) (日本の10.0倍)	7,565.3(2000年) (日本の60%)	7,565.3(2000年) (日本の60%)		
地 方 制 度	<イングランド> 首都ロンドン地域 ザ・シティ・オブ・ロンドン・バラ 大都市地域 非大都市地域 ノン・エクスパン・カントリー デバイル外 单一自治体(unity)	1 32 6 36 34 274 14	州<本土> (州内の地方自治制度 は各州で定める。) 州に由り異なる 行政管轄区(自治体ではない) 特別市(州によるが原則 人口10万以上)117 郡(自治体) 市町村連合(郡単位が多い等)	16 22 96 36,546 323 14,273	州(地方團体ではない) (州が地方團体の創設者。 州に由り異なる 州により異なる カウント・ティ・オブ・ロンドン・バラ とんどの州にある) タウンシップ内の方 行政管轄区(自治体) 地方自治体 市、ボーロウ、町、村 特別区 約41,000 学校区・その他 消防の特別区もある 特別区 約41,000 消防の特別区もある 特別区	ソウル特別市 自治区(プサン等) 道(県に相当) 道市郡 州(省級単位) 直轄市(北京・天津・上海・重慶) <地区級単位> <省級単位> <自治区級単位> <自治区級単位> <自治区級単位> <自治区級単位> <自治区級単位>	50 22 6 47 9 67 137	マニラ首都圏 うち12は国管轄区域、 うち3は首都圏と他の3 地方法域に自治権が 与えられている 州に満州 市 町 村 <その他の 区・郷・鎮・街道	15 15 5 4 4 22 5 162 125 31 620 1,893 93 159	マニラ首都圏 うち12は国管轄区域、 うち3は首都圏と他の3 地方法域に自治権が 与えられている 州に満州 市 町 村 <その他の 区・郷・鎮・街道
消 防 機 関 中 央 官 厅 (国・連邦)	内務省 消防監察局 内務省 消防緊急事態計画局	連邦政府は消防にて直接権限なし。 各州の内務省等	内務省 市民安全局 消防部	行政自治部消防局	公安部消防局	内務・地方行政厅 内務・消防厅	内務・地方行政厅 内務・消防厅	内務・地方行政厅 内務・消防厅	1991年に警察から独立	
実 施 機 関	<イングランド> 大都市圏消防事務組合 カウント・ティ・オブ・ロンドン・バラ 单一自治体 車両・消防等に近い、 <ウェールズ> <スコットランド> <北アイルランド>	46 7 34 1 4 3 8 1	特別区、市町村、 市町村連合等によるが10 特別市(州によるが原則と 万人以上)は常備(98機関)。 車両・消防等に近い、 <ウェールズ> <スコットランド> <北アイルランド>	パリ及びその周辺 陸軍消防隊及びその周 辺の他は近年県消防に 移行	カウンティ・タウンシ 市町村等、3万以上以 上(約9,000)は常備 隊員が主体 管内(約21,000)は義勇 消防隊員が主体	道(9)ソウル特別市及 び直轄市(6)に消防本 部を設置	省 消防局が置かれた 市に下部組織である 支隊を設置	国家消防。首都圏消防。首 都圏消防(メトロマニラ)の 他12地方、3地区がある 消防の管轄区域がある。		
救 急 業 務	国民健康サービス(HSE) が担当			専門の救急医療サービス 警察、民間機関が実施。	消防局のほか警察、 赤十字の他の病院、 民間機関も実施。	消防	消防	消防機関(一部消防も 実施)	消防の他、赤十字社等 の医療機関、赤十字社等 の治癒	

	イギリスドイツフランスアメリカ韓国	中国	国	フイリピン
消防職員1人当人口(人)	35,151 1,344	289常備 27,606 2,971	35,680 ?	46,950 261,800 1,033
消防車1台当人口(台)	?	43,965 1,866	9,200	69,150 3,913
火災件数(件)	390,824 82.7	216,461(出動件数) 26.4	342,738(出動件数) 58.2	1,823,000 67.4
火災による死者(死傷者)(人)	605 0.128	714 0.087	?	?
消防学校・消防大学等の教育訓練機関	消防大学 緊急事態計画大学	各州に消防学校等 連邦にはない、 消防学校(県等)	国立消防大学校 消防学校(県等)	全米消防アカデミー 危機管理研修所 各州に教育訓練機関
ボランティア消防(隊／人員)	?	26,496／1,098,981	198,493	771,800
三大火災原因	調理機器 たたかれた電気器具	取扱い不適 監督者不在 放火(ベルリン市)	不明 放火の疑い 機械故障(ハバ市)	裸火 電気放火 (ニューヨーク市)
通報手段	999 999 999	112 110 112／19222 110	18 17 18	911 911 911
首都圏は代表的大都市の消防	旧大ロンドン都 面積(万km ²) 人口(万人)	ベルリン都 面積(万km ²) 人口(万人)	パリ市 面積(万km ²) 人口(万人)	ソウル特別市 面積(万km ²) 人口(万人)
消防機関名	ロンドン消防衛 ・民間	ベルリン消防局 パリ消防局	パリ市 面積(万km ²) 人口(万人)	ソウル特別市 面積(万km ²) 人口(万人)
消防署	113 5,871 237	37 4,367 223	80 7,000	15,198 210
火災件数(件)	47,705 86	?	19,414(出動件数) ?	62,101(1998) 114(1999)

注1：中国の面積・人口には、台湾(面積3.6万km²、人口2,209.0万人)は除外している。なお、ベトナムは、保有消防車中可動の台数が不詳であるので、保有台数に0.8を乗じた。

注2：消防車数には、一般の消防車(水槽付を含む)で可動のものとし、化学消防車、はしご車等は含まない。なお、ベトナムは、保有消防車中可動の台数が不詳である。

各国の消防事情一覧表

(日本を除き海外消防情報シリーズ出版順)

国 の 正 式 名 称	マ レ イ シ ア イ ン ド ネ シ ア イ ン ド ネ シ ア 共 和 国	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国	オ ー ス ト ラ リ ア	タ イ イ タ イ イ 日 本	本 国	
面 積(万km ²)	33.0 (日本の 87%)	109.4 (日本 2.9倍)	33.7 (日本の 88%)	774.1 (日本 20.5倍)	51.3 (日本 1.4倍) 37.8	
人 口(万人)	2,221.8 (2000年) (日本の 18%)	2億 1,209.2 (2000年) (日本の 1.7倍)	7,813.7 (2000年) (日本の 63%)	1,852.0 (1998年) (日本の 37%)	6,120.1 (2000年) (日本の 48%) 1億 2,691 (2000年)	
地 方 制 度	州 (西マレーシア 11、東マレーシア 2) 連邦直轄地であり、州は地方自治体ではない、州は地 方自治市を含め 5 特別市 市町 (東 79、西 39) 118	ジャカルタ特別市 (特別州) 行政區 州 市 県 市・県は地区(郡)、 市に分かれ、それらは さらに小区、行政村に 分かれる。	<省レベル> 1 省 中央直轄市 5 <県レベル> 25 ・省の中に 57 県 省直轄町 230 市 市・中央直轄市の中に 特別区 33	首都特別地域 61 州 準州 4 以上の州等は地方自治 体ではない。 市街地部 市特別市 市(人口 5万以上) 町 地区 郡部 自治体なし	県 1 うちバンコク都 6 市街地部 市特別市 市(人口 5万以上) 町 地区 郡部 自治体なし	75 都市府県 1 うち町村一部事務組合 広域市町村圏等 3,252
消 防 機 関	中央官庁 (国・連邦)	住宅・地方自治省消防救助局 (1997年から) 国家消防(1976年から) 各州(13)及び連邦直轄 地区(2)に消防局	内務省一般行政・地方 自治体 内務省警察総局 警察消防	各州等 (連邦なし) 内務省防災局 (2002年12月から)	内務省消防 バンコク都 自治体 バンコク都 自治体	
実施機関			国家警察消防	各州等 消防区	自治体消防 東京消防庁 市町村及びその連合体	
救 急 業 務	保健省の管轄 保健立病院等 他に民間救急サービス	保健省の管轄 病院・赤十字等 航空・航空の搜索救助 業務は、國家捜査救援 庁(National Search and Rescue Agency)	保健省の管轄 州により異なるが、一 般に保健省等の管轄 警察病院のほか、 私設病院等		消防	
消 防署	250(2002)	?	99(2000)	?	常備 399 / 非常備 13 (1988) 1,690(2002)	
消 防職員 1人当人口(人)	10,000(2002) 2,740	?	3,900 20,035	?	3,200 ? 19,125 154,487(2002) 822	
消 防 車 1台当人口(人)	281 78,932	?	213,489	2,473 749	?	
火 灾 件 数 1人当火災件数(件)	26,800 7.49	?	989(1999) 0.13	約 13 万件 約 70	2,065(1990) 0.34 63,591(2001) 5.01	
火 灾 による死者 人口万当死者(人)	8 0.004	?	52(1999) 0.007	?	24(1988) 0.004 2,195(2001) 0.173	

	マ レ イ シ ア イ ン ド ネ シ ア ベ ト ナ ム オ ー ス ト ラ リ ア タ	イ	日 本
消防学校・消防大学 等の教育訓練機関	警察・消防学校 ジヤカルタ市消防局に 消防救助アカデミー 1校・分校建設中 地域訓練センター4	各州の消防学校等 中央訓練センター 他に4地区に計画	消防学校：道府県、 東京消防庁、7政令 市で設置 消防大学校：国設置
ボランティア消防(隊／人員)	227／13,191	?	30,000／500,000 ?
三大火災原因	焚き火 石油漏電等	電気ショート (200V) 石油漏電 (ホーチミン)	子供の火遊び 放火及び疑い、 放置及び捨てる (ニューサウスウェールズ州)
通報手段	994／999	114 113 110 —	000 000 000
首都圏代表的大都市の消防面積(万km ²)人口(万人)	クアラルンプール 0.0238 125 (1999)	ジャカルタ 0.066 911.3 (1995)	ハノイ 0.150 219.4 (1994)
消防機関名	クアラルンプール地区消防局 連邦地区消防局	ジャカルタ市消防局 ハノイ警察消防局	首都特別地域消防局 首都特別地域消防局 バンコク都消防局 (2002年12月に国直轄から移管)
消防署	13 537 17	5 2,606 140	?
消防職員車(台)		6 237 31	?
火災件数(件)	?	789 17	154(1999) 5
火災による死者(人)		6,200 ?	1,353 21(1988) ?

注1：中国の面積・人口には、台湾(面積3.6万km²、人口2,209.0万人)は除外してある。
 注2：消防車数には、一般の消防車(水槽付を含む)で可動のものとし、化学消防車、はしご車等は含まれない。なお、ベトナムは、保有消防車中可動の台数が不詳であるので、
 保有台数に0.8を乗じた。

< 目 次 >

はしがき

編集方針

各国の消防事情一覧表

I オーストラリアの概要	1
1 概況	1
2 連邦と州等	1
II オーストラリアの地方自治制度	6
1 オーストラリアの地方自治体の数と種類	6
2 地方自治体の面積・人口等	6
3 地方自治体の法的根拠	7
4 地方自治体の事務	7
5 地方自治体の機関	8
6 地方自治体の職員数	8
III オーストラリアの消防・防災組織	9
1 概況	9
2 消防組織	9
3 大規模災害に対する防災組織	15
IV 消防職員等	15
1 概況	15
2 消防隊員の種類・人員・階級制度	15
3 勤務時間等	17
4 公雇用労働関係機関 — ニューサウスウェールズ州の例	18
V 消防の担当業務等	18
1 概況	18
2 消防の担当業務	18
3 消防の権限及び責任 — ニューサウスウェールズ州の場合	20
VI 消防関係の基準・認証	21
1 オーストラリア法の特徴	21
2 建築関係法令の状況	21
VII 消防財政	24
1 概況	24
2 消防財政について保険会社・自治体等の負担状況	24
VIII 教育・訓練	25
IX 救急・救助	25
1 概況	26
2 救急業務	26

3 救助業務	26
X 消防車両等の保有状況	27
1 概況	27
2 ポンプ1台あたり人口	28
XI 各種災害等の状況	29
1 火災の状況	29
2 その他の災害の状況	32
3 緊急通報	32
附 I ニューサウスウェールズ州の消防事情	33
1 ニューサウスウェールズ州の概況	33
2 ニューサウスウェールズ州の消防体制	33
3 消防車両等の保有状況	33
4 救急業務	33
5 消防財政	34
附 II 西オーストラリア州の消防事情	35
1 西オーストラリア州の概要	35
2 西オーストラリア州消防の沿革	35
3 出場状況	35
4 消防体制	35
5 消防財政	36
附 III ニューサウスウェールズ州消防隊法1989年(仮訳)	37
「オーストラリアの消防事情」関係参考文献	61

図表一覧

- 図表-1 オーストラリアの各州等の配置状況
- 図表-2 オーストラリアの各州等の面積・人口等
- 図表-3 オーストラリアの各州等における地方自治体数
- 図表-4 南オーストラリア州都市消防局の組織図
- 図表-5 南オーストラリア州地方消防局の組織図
- 図表-6 ニューサウスウェールズ消防隊の組織図
- 図表-7 北部準州消防局の組織図
- 図表-8 クイーンズランド消防局の組織図
- 図表-9 オーストラリアの各州等における消防の担当業務の状況
- 図表-10 各州等の消防局別消防車両等の保有状況
- 図表-11 各州等の消防局別ポンプ1台あたり人口
- 図表-12 各州等の消防局別の火災件数及び損害額
- 図表-13 各州等の消防局別の人団1千人あたり出火件数
- 図表-14 各州等の消防局別主な出火原因(3位まで)
- 図表-15 消防機関への主な通報手段及び火災通報
 - ・救急出動要請・警察通報の電話番号

I オーストラリアの概要

1 概況

オーストラリアの英文正式名称は、the Commonwealth of Australia である。Common wealthは、一般に共和国と訳されることが多いが、オーストラリアは、後述するように、共和国ではなく、英國女王を元首とする連邦国家である。オーストラリアは大陸とその周辺の島々からなり、総面積はアラスカ、ハワイを除いたアメリカ合衆国とほぼ同じである（日本の約20倍）。大陸は東海岸に沿って海拔数千百mの大分水嶺が走っているほかは、極めて平坦な地形となっており、平均海拔は世界の約700mに対し約300mとなっている。内陸部は、ほとんど乾燥地帯のため、人口の大多数が東部海岸沿いのシドニー、メルボルンなどの都市及びその近郊に集中している。

広大な国土のため、気候も熱帯性から温帯性に及んでおり、熱帯地帯では雨季と乾季が、南半球にあるため、温帯地域では日本の春夏秋冬と反対の四季がある。

オーストラリアは、1770年に探検家ジェームス・クックがヨーク岬沖の島にイギリス国旗を掲げて領有を主張した後、イギリス領土として発展した。この地域にはクックが訪れる以前にもヨーロッパ人が渡来しており、イギリスも植民地化を急がなかった。しかし、アメリカが独立した後、1788年からは流刑囚の移住が行われた。その後、各地に入植が行われ、6つの植民地が作られたが、これらの植民地間に次第に連帶感が芽生え、1901年（明治34年）オーストラリア連邦が結成された。なお、オーストラリアの独立については、1942年（昭和17年）に英國法から独立した立法権能が認められたことにより外交権を取得、1986年（昭和61年）には英國議会が州政府を含む全オーストラリアの法的独立を承認したことにより、初めて達成されたとされている。

オーストラリアは、英連邦の一員で、英國女王を元首としている。行政府の長は、首相で、他の閣僚とともに王権を代表する連邦総督によって任命される。なお、近年国民の間に共和制移行の動きがあるが、1999年11月に行われた国民投票で否決された。

主要民族は白人系が92%、アジア系が7%、先住民（アボリジニー）1%となっている。言語は、英語が公用語である。

2 連邦と州等

(1) 連邦

オーストラリアは、6つの州（State）、1つの準州（Territory）及び1つの首都特別地域（Capital Territory）の計8つの州又はそれに準ずる地域からなっている連邦国家である。

連邦の首都はキャンベラ（Canberra：人口304千人（1995年））である。

連邦の議会は2院制で、上院76議席、下院148議席である。

前述のとおり、行政府の長は、首相で、他の閣僚とともに王権を代表する連邦総督によって任命される。

オーストラリアの内閣における各省の状況は、次のとおりである（1997年）。

行政サービス省 (Administrative Services)
法務省 (Attorney-General's)
通信・芸術省 (Communications and the Arts)
国防省 (Defence)
雇用・教育・訓練・青少年問題省 (Employment, Education, Training and Youth Affairs)
環境・スポーツ・特別地域 (Environment, Sport and Territories)
財務省 (Finance)
外務貿易省 (Foreign Affairs and Trade)
保健・家族支援省 (Health and Family Services)
移民・多文化問題省 (Immigration and Multicultural Affairs)
労使関係省 (Industrial Relations)
産業・科学・観光省 (Industry, Science and Tourism)
社会保障省 (Social Security)
運輸・地方開発省 (Transport and Regional Development)
大蔵省 (Treasury)
退役軍人問題省 (Veterans' Affairs)
第一次産業・エネルギー省 (Primary Industries and Energy)
首相・内閣府 (Prime Minister and Cabinet)

オーストラリアは、植民地時代より各州を単位として発展してきた経緯があり、また、1901年における連邦制の創設が、アメリカ合衆国をモデルにしたこともある。原則として、州政府が幅広い権限を保有し、連邦政府は連邦憲法において明文により認められた権限のみを保有することとされている。具体的には、連邦政府の権限としては、連邦政府のみが行使し得る「専属的権限」として、関税及び内国消費税の課税権、硬貨製造権などを有するほか、連邦政府と州政府がともに行使しうる「共管的権限」として関税及び内国消費税以外の課税権、防衛、対外関係、社会福祉、年金、郵便制度、度量衡制度、銀行事業経営、保険事業経営、著作権制度などそれぞれ連邦憲法において列挙されている。共管的権限に関しては、連邦政府と州政府は相互に対等・独立の立場に立ってその権限を行使することになるが、それが同じ事案につき法律を制定するなど、連邦政府と州政府の権限が競合したときは、連邦憲法の規定により連邦政府の権限が優先することになっている。

(2) 州等

オーストラリアの州等はニューサウスウェールズ州 (New South Wales: NSW)、ビクトリア州 (Victoria)、クイーンズランド州 (Queensland)、南オーストラリア州 (South Australia)、西オーストラリア州 (Western Australia) 及びタスマニア州 (Tasmania) の 6 州と北部準州 (Northern Territory) の 1 準州及び首都特別地域 (Australian Capital Territory) からなっており、各州等には連邦行政政府機構とは別に独自の政府がある。各州等の配置状況は、図表-1 のとおりである。

図表-1 オーストラリアの各州等の配置状況



また、各州等の面積、人口、人口密度及び州都の状況は、図表-2のとおりである。体面積は、西オーストラリア州 2,525.5千k m²（連邦全体の比率33.9%）が最大で、全のほぼ3分の1を占め、日本の6.7倍となっている。ついで、クイーンズランド州 1,727.2千k m²（同22.5%）、北部準州 1,346.2千k m²（同17.5%）、南オーストラリア州 984.0千k m²（同12.8%）、ニューサウスウェールズ州 801.6千k m²（同10.4%）となっている。ビクトリア州 227.6千k m²（同3.0%）、タスマニア州 57.8千k m²（同0.9%）などは狭く、首都特別地域は、僅かに 2.4千k m²（同0.03%）となっている。

一方、人口は、ニューサウスウェールズ州 6,274.4千人（連邦全体の比率33.9%）が一番多く、全体の3分の1以上、次いでビクトリア州 4,605.1千人（同24.8%）が約4分の1を占めており、以下クイーンズランド州 3,401.2千人（同18.4%）、西オーストラリア州 1,798.1千人（同9.7%）、南オーストラリア州 1,479.8千人（同8.0%）となっており、島嶼部のタスマニア州 4,73.5千人（同2.6%）、首都特別地域 300.0千人（同1.6%）、北部準州 187.1千人（同1.0%）は少なくなっている。

人口密度は、我が国の335.8人/k m²（2000年）に較べて全国で2.4人/k m²と著しく希薄であるが、一番多い首都特別地域でも125.0人/k m²と我が国の約3分の1程度であり、次いでビクトリア州20.2人/k m²、ニューサウスウェールズ州7.8人/k m²、タスマニア州7.0人/k m²となっており、一番希薄な北部準州では僅か0.1人/k m²となっている。

州政府は、連邦政府の専属的権限を除き、連邦設立前から各植民地政府が有していた権限の一切を引き継ぐこととされており、連邦政府とともに行使する共管的権限も含め

図表-2 オーストラリアの各州等の面積・人口等

州 等	面 積 (千km ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	州(首)都
ニューサウスウェールズ州 New South Wales	801.6 (10.4)	6,274.4 (33.9)	7.8	シドニー Sydney
ビクトリア州 Victoria	227.6 (3.0)	4,605.1 (24.8)	20.2	メルボルン Melbourn
クイーンズランド州 Queensland	1,727.2 (22.5)	3,401.2 (18.4)	2.0	ブリスベーン Brisbane
南オーストラリア州 South Australia	984.0 (12.8)	1,479.8 (8.0)	1.5	アデレード Adelaide
西オーストラリア州 Western Australia	2,525.5 (32.9)	1,798.1 (9.7)	0.7	ペース Perth
タスマニア州 Tasmania	67.8 (0.9)	473.5 (2.6)	7.0	ホバート Hobart
北部準州 Northern Territory	1,346.2 (17.5)	187.1 (1.0)	0.1	ダーウィン Darwin
オーストラリア首都特別地域 Australian Capital Territory	2.4 (0.03)	300.0 (1.6)	125.0	キャンベラ Canberra
合 計	7,682.3 (100.0)	18,532.2 (100.0)	2.4	

注：面積、人口の欄の（ ）内は百分比。1999年6月現在。

て、包括的な権限を有している。具体的には、警察、学校教育、病院、土地利用規制、地域開発、公共住宅建設、州内商業活動の規制、農業、鉱業、鉄道、道路、上下水道、ガス・電気の供給、地方行政など広範にわたっている。

州の内閣における各省の状況としてニューサウスウェールズ州の例を挙げると、次のとおりである（1997年）。

首相府 (Premier)

大蔵省 (Treasury)

原住民問題省 (Aboriginal Affairs)

高齢障害者対策省 (Disability Services)

農業省 (Agriculture)

芸術省 (Arts)
法務省 (Attorney General)
コミュニティサービス省 (Community Services)
消費者問題省 (Consumer Affairs)
矯正省 (Corrective Services)
教育訓練省 (Education and Training)
緊急サービス省 (Emergency Services)
エネルギー省 (Energy)
環境省 (Environment)
漁業省 (Fisheries)
ゲームレース省 (Gaming and Racing)
保健省 (Health)
労使関係省 (Industrial Relations)
土地水資源保全省 (Land Water Conservation)
地方行政省 (Local Government)
鉱物資源省 (Mineral Resources)
NSW警察 (Police)
港湾省 (Ports)
公共事業省 (Public Works and Services)
道路省 (Roads)
スポーツ・余暇省 (Sports and Recreation)
開発省 (State Development)
観光省 (Tourism)
運輸省 (Transport)
都市計画省 (Urban Affairs and Planning)
女性問題省 (Women)
オリンピック省 (Olympics)
中小企業地域開発省 (Small Business and Regional Development)
住宅省 (Housing)

連邦の組織と比べても、州の担当している事務が広範であることが読み取れる。州が雇用する職員数は、オーストラリアの公的部門全体の雇用者の約7割を占めるといわれ、地方自治体が雇用する職員数が1割、連邦が雇用する職員数が2割と比較すると他を大きく上回っており、この面でも州の担当する分野が広範であることがうかがわれる。

II オーストラリアの地方自治制度

1 オーストラリアの地方自治体の数と種類

オーストラリアにおける地方自治体の総数は、先住民族アボリジニの自治団体 (Indigenous community councils) なども含めて、図表-3 のとおりであり、総計で、730となっている。これらの地方自治体は、いずれも州政府の下で基礎的地方自治体として位置付けられており、我が国のように広域的地方自治体と基礎的地方自治体という二層制の地方自治制度はとられていない。

地方自治体の名称は、州により異なるが、概ね都市部の自治体は、市 (city) 、ムニシパリティ (municipality) と、農村部の自治体はシャイア (shire) 、ディストリクト (district) と称されることが多い。なお、ニューサウスウェールズ州及びタスマニア州では、地方自治体法により名称はすべてカウンシルで統一することとされている（ただし、実際はcityやshireを残しているところも多い）。

図表-3 オーストラリアの各州等における地方自治体数

州 等	地方自治体数
ニューサウスウェールズ州	180
ビクトリア州	78
クイーンズランド州	156
南オーストラリア州	75
西オーストラリア州	142
タスマニア州	29
北部準州	70
首都特別地域	-
合 計	730

「新版 世界の地方自治制度」XII オーストラリアから引用。1999年6月末現在

2 地方自治体の面積・人口等

地方自治体の面積と人口は極めて多様である。面積は、1 km²未満の団体から、西オーストラリア州の東ピルバラ・シャイアのように、日本の国土面積を上回る38万 km²の団体まであり、人口も200人の団体からプリスベン市のように80万人に及ぶ団体まで存在する。

地方自治体の区域は、クイーンズランド州、ビクトリア州、西オーストラリア州、タスマニア州では州の全域をカバーしているが、ニューサウスウェールズ州及び南オーストラリア州では内陸部の人口希薄地域には及んでいない。北部準州に至っては、地方自治体がカバーしているのは総面積の5%に満たない。これらの地方自治体がカバーしていない区域については、州政府が直接管轄している。

3 地方自治体の法的根拠

オーストラリアにおいては、連邦憲法上地方自治体についての規定はない。地方自治体については、各州等の憲法で規定されている。地方自治体の権限は、以前は、クイーンズランド州を除けば、制度的には州政府に比べて、極めて限定的なものであった。州政府は、地方自治体を州政府の創造物と見なし、その組織、権限を地方自治体法その他の州法において具体的に規定し、その活動を統制してきた。

しかしながら、1990年代にはいり、各州において、地方自治体法の改正により、地方自治体は、サービス行政の分野では、個別の法律による根拠を要せずその事務を行うことが可能とされ、制度面で地方自治体の権限が拡大された。ただし、許認可や立入検査などの権限を伴う規制的機能については、依然として個別の法律に具体的な根拠が必要とされている。

4 地方自治体の事務

こうした制度改革の結果、地方自治体の行う事務については、地域により大きな違いはあるものの、概ね次のようなものになっている。事務の範囲は、都市部の地方自治体の方が農村部の地方自治体よりも広く、農村部では依然として住民の資産保全に関するサービスが中心となっている。

- ・道路、橋梁、遊歩道、下水道、上水道などの公共施設の建設、維持、管理
- ・ゴルフコース、水泳プール、運動場、レクリエーションセンター、キャンプ場、オートキャンプ場などのレクリエーション施設の建設、維持、管理
- ・動物飼育、食品製造、レストラン営業、遊技場、屋外広告物、墓地、児童館、害虫及び有害植物、個人プールの目隠し、ゴミ焼却施設などもろもろの住民活動に関する検査、許認可及び規制
- ・水質及び食品のサンプル検査、ワクチン接種、トイレ検査、騒音規制、食肉検査、動物管理などの公衆衛生
- ・幼児保育施設、老人ホーム、高齢者に対する食事宅配サービス、ホームヘルパーの派遣、困窮者用施設、高齢者用集会所、市民防衛及び災害対策など各種の住民サービス
- ・土地区画の分割、土地利用区分の設定、立入り検査、証明書発行、強制など建物建築、都市計画又は土地開発に関する許認可及び規制
- ・海岸その他の環境保全
- ・小型飛行場、採石場、託児所、墓地、駐車場の管理
- ・歴史的建造物保護、劇場、祭り、図書館、美術館、博物館、市民権授与式など文化・

教育活動

- ・電気、上下水道、公共交通など公営事業（一部の州に限る）
- ・その他、公衆トイレ、観光施設、市場、ヨット停泊施設の設置・管理など

5 地方自治体の機関

地方自治体の議会 (council)は、当該地方自治体の住民の選挙により選出された議員により構成される、議会の議長も兼ねる首長 (mayor)は、議会で議員により間接選挙で選出される州と住民の直接選挙による州、さらにはそのどちらかを地方自治体に選択させる州がある。議員定数は、多くの場合15名以下で、任期は2～4年で州により異なる。議会は、議決機関であり、執行機関でもあるが（議長である首長により執行される。）、行政部門別に幾つかの委員会が設置され、議会の権限の一部が委員会にゆだねられる。

6 地方自治体の職員数

地方自治体が雇用する職員数は、約14万人で、公的部門全体の雇用者に占める割合は約1割といわれている。これに対して、州が雇用する職員数は約7割と多くなっており、残りは連邦などが雇用する職員である。このように職員数からみても、地方自治体の活動分野は小さく、州の活動分野が大きいことがうかがえる。

III オーストラリアの消防・防災組織

1 概況

オーストラリアは、連邦国家であるが、連邦では限られた行政しか担当せず、消防行政については、連邦では担当しておらず、州等の担当事務とされている。消防組織についても州等によりその内容は異なっている。防災行政についても同様であったが、大規模な災害については、連邦が関与している。消防行政について州を超える連絡協議のための組織として、行政とは別に関係機関をメンバーとする連絡協議組織が作られている。

また、オーストラリアでは広大な森林・草原関係の火災が多いが、そのための森林消防隊 (Bushfire Brigade) については、ほとんどの州等では一般の消防隊と別に組織されているようであるが、両者は密接に協力している。大規模な森林火災となったときは、一般の消防隊のほかに警察、軍隊等も出動する。

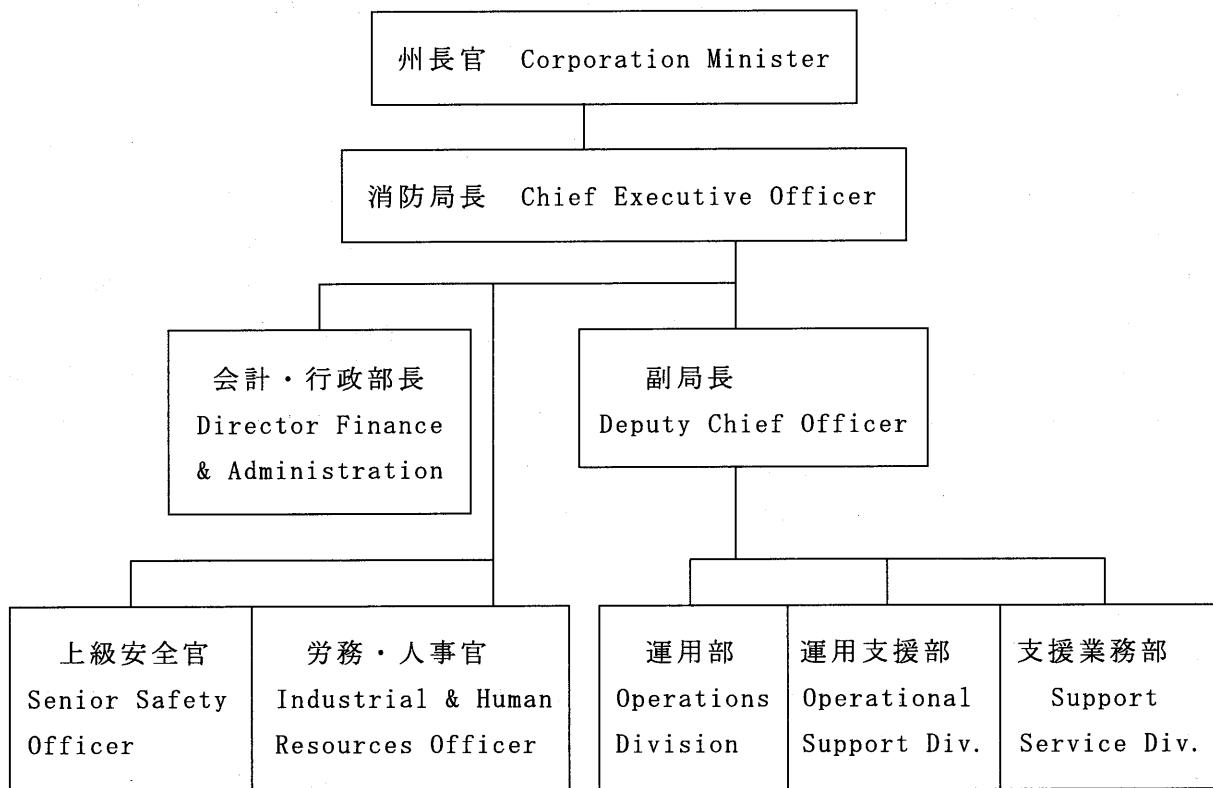
2 消防組織

(1) 一般の消防組織

オーストラリアにおける森林消防隊を除いた一般の消防組織については、各州等により異なっているが、その状況は、以下のとおりとなっている。

- ① 首都特別地域は、キャンベラを中心とした比較的に狭い地域であるが、**首都消防局** (Australian Capital Territory Fire Brigade) がおかれ、常備消防隊員のみで組織されている。
- ② ビクトリア州では州都メルボルン市の区域とその他の地域に分かれて消防局が設置されている。メルボルン市の区域に設置されている**メルボルン州都消防局** (Metropolitan Fire Brigade-Melbourne) は常備消防隊員のみで組織されている。管内の消防署は、47署である。
- ③ その他の区域には**ビクトリア州地方消防局** (Country Fire Authority Victoria) が設置されており、そのうち21の都市は常備消防と義勇消防の両者を有しているが、その他の多くの自治体の区域では義勇消防隊員のみとなっている。
- ④ 西オーストラリア州では、緊急業務担当大臣 (Minister Responsible for Emergency Services) の管轄のもとに西オーストラリア州消防委員会 (Western Australian Fire Brigades Board) が設置され、**西オーストラリア消防局** (Western Australian Fire Brigades) が運営されている。州都パース、ジェラルトン、ブンベリー、カルガーリの各都市並びにノーサム及びアルバニーの各町は常備消防隊員のほか義勇消防隊員の支援があり、その他の町村では義勇消防隊員のみとなっている。
- ⑤ 南オーストラリア州では、州都アデレード市ほかの都市部の消防とその他の地域の消防に分かれ、都市部には**南オーストラリア州都市消防局** (South Australian Metropolitan Fire Service) が設置され、常備消防隊員とパートタイムの消防隊員（義勇消防隊員ではない）により運用され、その組織は、図表-4のとおりとなっている。

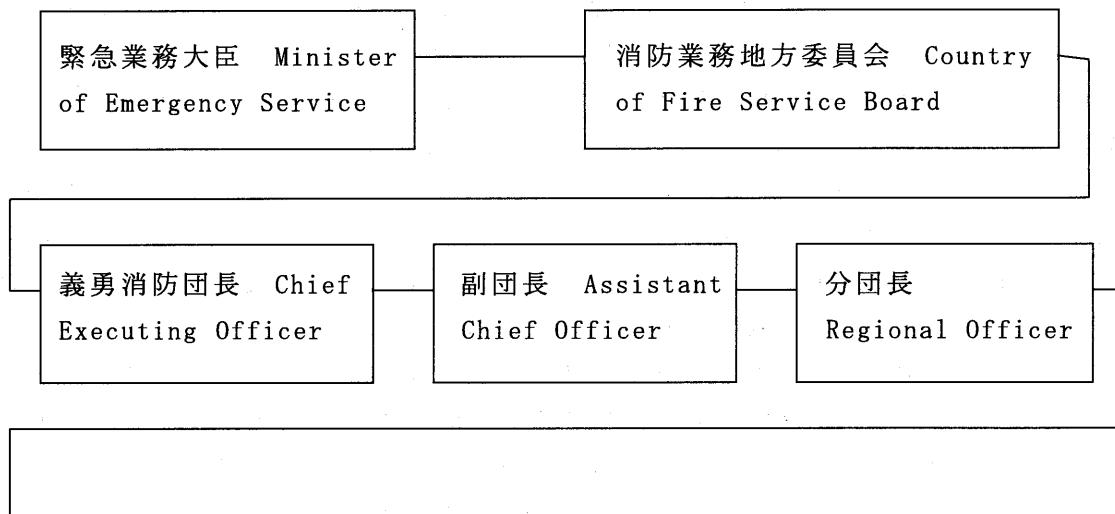
図表－4 南オーストラリア州都市消防局の組織図

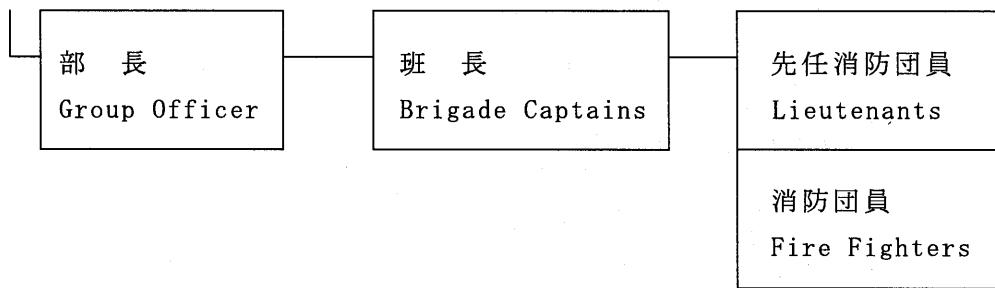


都市部を除いた地方には南オーストラリア州地方消防 (South Australian Country Fire Service) が、緊急業務大臣のもとに設置され、義勇消防隊員により運用されている。

その組織は、図表－5 のとおりである。

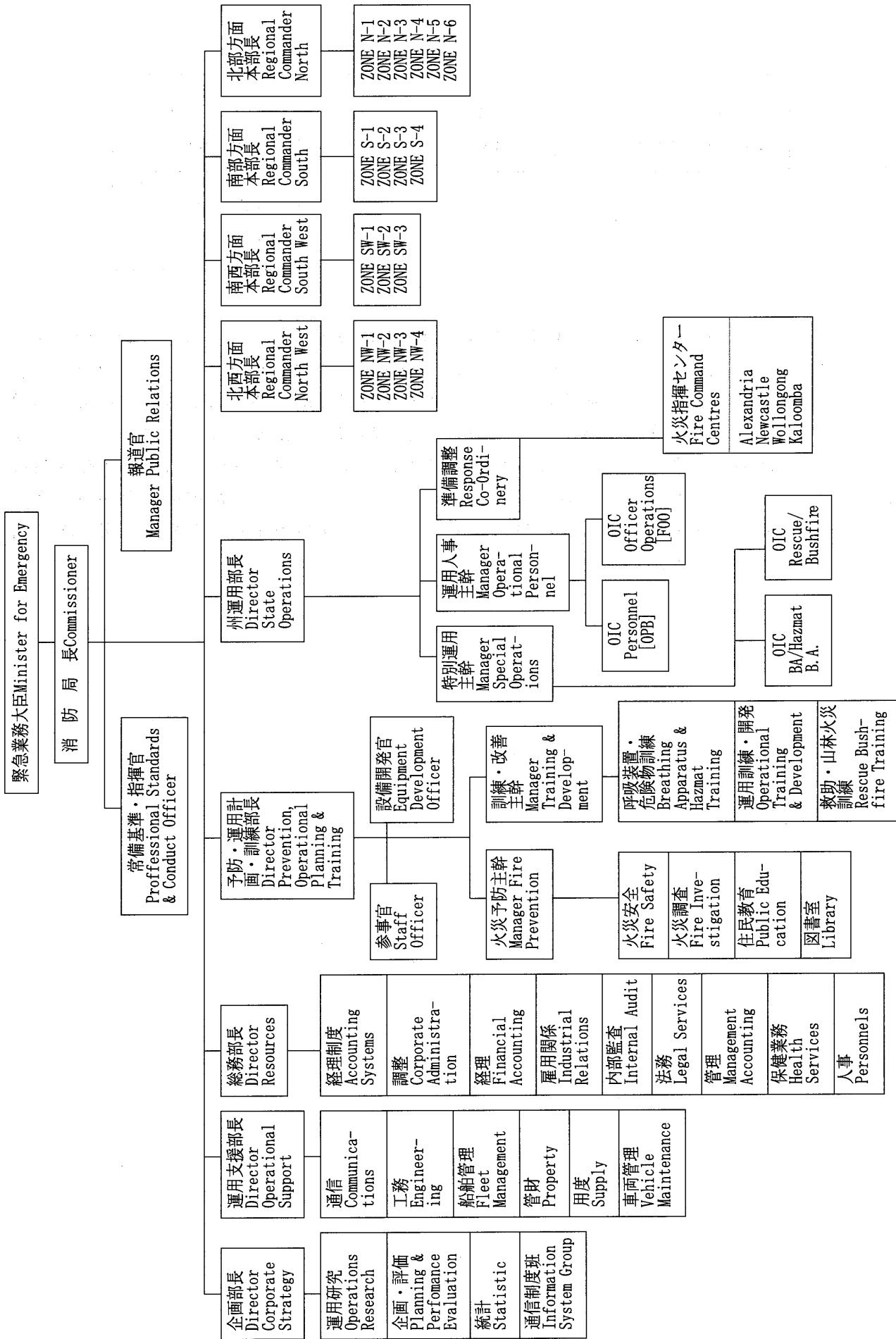
図表－5 南オーストラリア州地方消防の組織図





- ⑤ ニューサウスウェールズ州では、州の緊急業務大臣(Minister for Emergency Services)のもとにニューサウスウェールズ消防隊(New South Wales Fire Brigades)が設置され、常勤消防隊員、パートタイム消防隊員及び義勇消防隊員により運営されている。消防署は全州で327署ある。その組織は、図表-6のとおりである。なお、消防局長を委員長とし、4名の委員(消防局長、保険会社代表(保険会社委員会から推薦の3名から大臣任命)、地方自治体代表(州の地方自治体協会等から推薦の3名から大臣任命)、消防管理運営経験者から大臣任命各1名)からなる消防委員会が設置されている。

図表-6 ニューサウスウェールズ消防隊の組織図

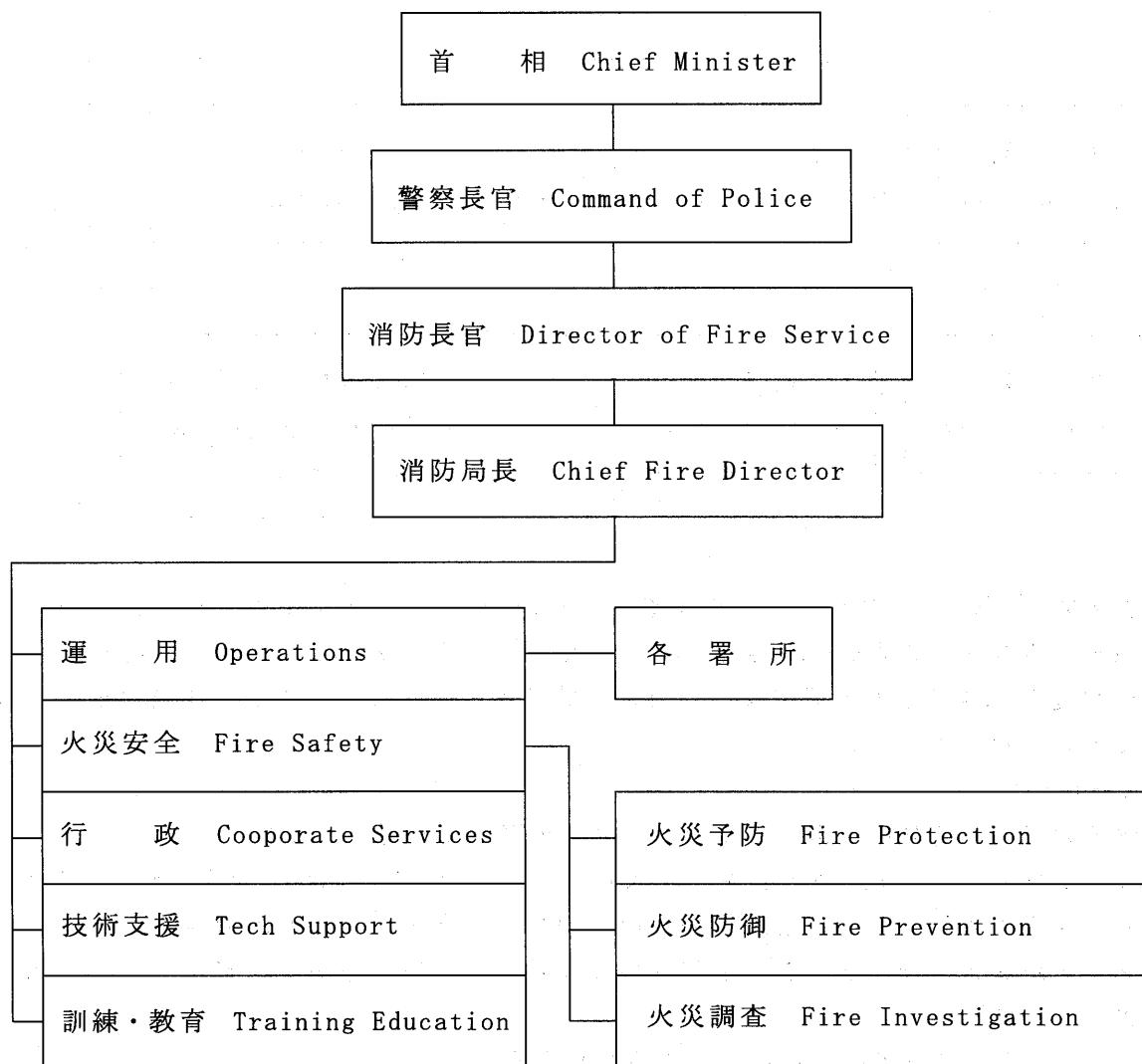


⑥ 北部準州では、北部準州消防局(Northern Territory Fire Service)が首相(Chief Minister)、警察長官(Commander of Police)のもとに設置されており、常勤消防隊員、義勇消防隊員及び補助消防隊員により運用されている。

常勤消防隊員が本部に勤務し、地方のセンターでは常勤の幹部隊員と補助隊員が勤務し、村では義勇消防隊員が対応している。

その組織は、図表-7のとおりとなっている。

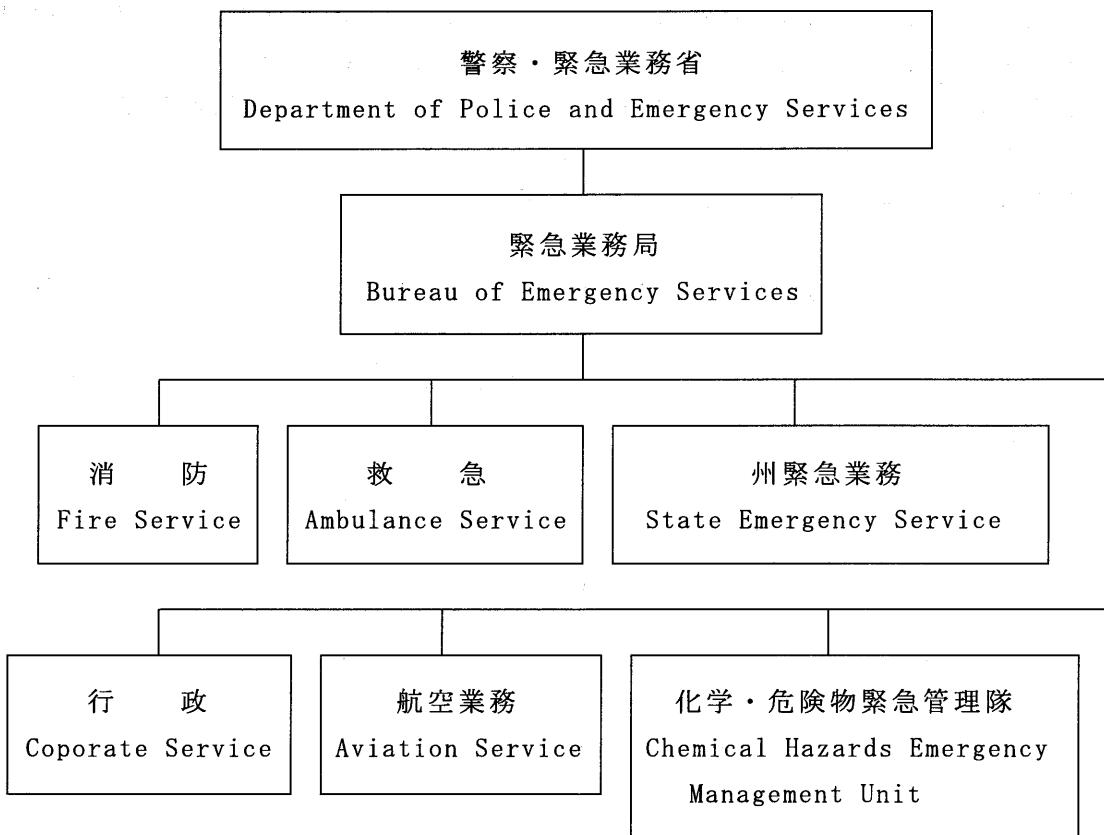
図表-7 北部準州消防局の組織図



⑦ クイーンズランド州では、クイーンズランド消防(Queensland Fire Service)が警察・緊急業務省に設置されており、常勤消防隊員及び義勇消防隊員により運用されている。ブリスベン市等都市部では常勤消防隊員が勤務しているが、小さい町では補助消防隊員が勤務し、地方の地域は義勇消防隊員のみが対応している。州都ブリスベン市には、22の消防署がある。

その組織は、図表-8のとおりとなっている。

図表-8 クイーンズランド消防局組織図



⑧ タスマニア州では、警察・緊急業務省 (Department of Police & Emergency Services)にタスマニア消防 (Tasmania Fire Service) が設置されている。州内の4大都市は常備消防隊員と義勇消防隊員の両方で構成されているが、残りの地域は義勇消防隊員のみとなっている。

(2) 森林消防隊

各州等の森林消防隊は、多くのボランティアの隊員で組織されている。

ニューサウスウェールズ州の森林消防隊も、ボランティアの隊員で組織されているが、地方の一般火災も担当している。そのため、地方消防隊とすることが検討されている。

山林火災が大きくなると、森林消防隊のみならず、一般の消防隊、警察、軍隊などが出動することになる。

(3) オーストラレイシア — 州を超える連絡調整組織

オーストラリアでは、州等が消防を担当しているため、全国レベルの連絡調整機関の必要性から、1993年にオーストラリア消防機関評議会 (the Australian Fire Authorities Council:AFAC) が設立された。現在、オーストラリアの全消防救急機関の代表が正会員であり、さらに、香港消防局、シンガポール民間防衛局、パプア・ニューギニア消防局、東チモール消防本部等オーストラリア以外の消防機関も準会員として加盟している。1996年に名称もオーストラレイシア消防機関評議会 (the Australasian Fire Au-

thorities Council)に改称されている。関係行政における基準の設定、相互の協力、政府、業界等への意見の申し立てなどを行っている。

2 大規模災害に対する防災組織

大規模災害になると連邦政府（担当は国家防災機関）もその活動に乗り出していくが、州レベルでは、ほとんどの州等で州の防災局（一部の州では緊急局）が担当している。

消防担当部局も大規模災害に対する防災体制で大きな役割を担うが、消火、救助、防災訓練などではすべての州等の消防部局が活動しており、避難誘導も多くの消防部局が担当し、災害の復旧、被災者の救援などにも関与しているところがある。

IV 消防職員等

1 概況

連邦制であるオーストラリアの消防制度は、州等によって異なっている。首都特別地域(Australian Capital Territory Fire Brigade)の消防局やビクトリア州の州都メルボルンノ消防局は、常備消防職員のみから編成されているが、常備消防隊員、義勇消防隊員、補助消防隊員(パートタイム)の3種類の隊員により編成されているところもある。一般に都市部は常備消防隊員が配置され、人口の少ないところは義勇消防隊員のみにより担当されている。中間的なところでは、幹部や本部に一部常備消防隊員があり、残りは義勇消防隊員というところが多い。

このような状況から、階級制度も一様ではない。それら各州等の消防ごとの状況は、以下のとおりである。なお、階級の日本語訳は、便宜上つけたものであり、常備・義勇の別、規模などにより同じ英語名についても地域により、訳語を変えてあるところもある。

2 消防隊員の種類・人員・階級制度

① ビクトリア州では、州都メルボルン市を管轄するメルボルン州都消防局とそれを除いた地域を担当するビクトリア州地方消防局に分かれている。

メルボルン州都消防局は、1,884名の常備消防隊員のみで構成され、その階級は、消防局長(Chief Fire Officer)、消防局次長(Deputy Chief Fire Officer)、消防司監(Assistant Chief Fire Officer)、消防正監(Chief Superintendent)、消防監(Superintendent)、区隊長(District Officer)、上級署長(Senior Station Officer)、署長(Station Officer)、消防司令補(Leading Firefighter)、消防士長(Senior Firefighter)、消防士(Firefighter)、新任消防士(Recruit Firefighter)となっている。

ビクトリア州地方消防局は、常備消防隊員596名と義勇消防隊員79,109名がおり、常備消防隊員の階級は、消防局長(Chief Officer)、副局長(Deputy Chief Officer)、消防正監(Chief Superintendent)、消防監(Superintendent)、区隊長(District Officer)、1級士官(1/C Officer)、2級士官(2/C Officer)、消防士長(Leading Fighter)となっている。

また、義勇消防隊員の階級は、団長(Captain)、副団長(Lieutenant)、消防団員(Fireman)、装備主任(Apparatus Officer)、通信主任(Communications Officer)、班長(Group Officer)、副班長(Deputy Group Officer)となっている。

- ② ニューサウスウェールズ州では、常備消防隊員8,218名、義勇消防隊員185,543名の他に予備消防隊員(パートタイム)4,182名(1991年)がいる。

階級は、消防局長(Chief Officer)、総務部長(Executive Officer)、方面本部長(Regional Commander)、副方面本部長(Deputy Regional Commander)、地域隊長(Zone Commander)、区隊長(District Commander)、署長(Station Officer)、上級消防士(Senior Firefighter)、1級消防士(1/C Firefighter)、2級消防士(2/C Firefighter)、3級消防士(3/C Firefighter)、4級消防士(4/C Firefighter)、新任消防士(Recruit)となっている。

- ③ クイーンズランド州では、常備消防隊員1,980名、義勇消防隊員30,000名の他に予備消防隊員(パートタイム)1,700名がいる。

階級は、常備隊員は消防局長(Commissioner)、副局長(Deputy Commissioner)、方面本部長(Regional Commander)、区隊長(District Commander)、署長(Station Officer)、副署長(Sub-Station Officer)、消防士(Firefighter)となっている。

義勇隊員は、1級士官(First Officer)、2級士官(Second Officer)、消防団員(Firefighter)となっており、パートタイムは、消防司令(Captain)、司令補(Deputy Captain)、消防士(Firefighter)となっている。

- ④ 南オーストラリア州は、州都テレード市及びその周辺の都市部を管轄する南オーストラリア都市消防局とその他の南オーストラリア州地方消防局に分かれている。

南オーストラリア州都市消防局は、上級消防士(Senior Firefighter)、A級消防士(Firefighter A Class)、B級消防士(Firefighter B Class)、消防士(Firefighter)にわかかれている。

南オーストラリア州地方消防局は、義勇消防隊員のみ15,500名(1992年)であるが、階級は、団長(Group Officer)、副団長(Deputy Group Officer)、分団長(Brigade Captain)、班長(Lieutenant)、上席団員(Senior Fire Fighter)、消防団員(Fire Fighter)となっている。

- ⑤ 西オーストラリア州は、常備消防隊員750名と義勇消防隊員2,000名(1992年)がいるが、常備消防隊員の階級は、消防局長(Chief Officer)、副局長(Assistant Chief Officer)、消防監(Superintendent)、本部長(District Officer)、署長(Station Officer)、司令補(Leading Firefighter)、士長(Senior Firefighter)、消防士(Firefighter)、新任消防士(Trainee Firefighter)となっている。

- ⑥ タスマニア州は、常備消防隊員277名、義勇消防隊員7,500名（1992年）となっており、階級は、消防局長(Brigade Chief)、消防監(Superintendent)、司令長(Senior Station Officer)、署長(Station Officer)、消防士長(Senior Firefighter)、消防士(Firefighter)となっている。
- ⑦ 北部準州では、常備消防隊員131名、義勇消防隊員350名の他に補助消防隊員40名がいる。
- 階級は、消防局長(Director)、消防隊長(Chief Fire Officer)、副消防隊長(Deputy Chief Fire Officer)、消防監(Superintendent)、上級署長(Senior Station Officer)、署長(Station Officer)、消防士長(Senior Firefighter)、消防士(Firefighter)となっている。
- ⑧ 首都特別地域は、常備消防隊員のみ300名で組織されているが、その階級は不明である。

3 勤務時間等

勤務時間等も州等によって異なっている。

交替制勤務の職員については、次のようにになっている。

- ① メルボルン州都消防局は、週38時間勤務で、日勤10時間2回、夜勤14時間2回、（4日非番）の4部制である。
- ② ビクトリア州消防局は、週42時間勤務で、日勤10時間、夜勤19時間の勤務である。
- ③ ニューサウスウェールズ州は、週38時間勤務で、日勤10時間2回、夜勤14時間2回で年次休暇を差し引くと年間38週間の勤務となっている。
- ④ クイーンズランド州では、週40時間勤務の2部制となっている。
- ⑤ 南オーストラリア州都市消防局は、週42時間勤務で、10時間勤務、19時間勤務となっている。
- ⑥ 西オーストラリア州は、週38時間勤務の2部制となっている。
- ⑦ タスマニア州は、週平均が40+2時間勤務で、日勤10時間（8～18時）2回、夜勤14時間（18～6時）2回（4日非番）となっている。
- ⑧ 首都特別地域では、週40時間勤務で、日勤10時間2回、夜勤14時間2回となっている。
- ⑨ 北部準州では、週48時間勤務で、日勤10時間2回、夜勤14時間の4部制となっている。

このようにみてみると、日勤10時間（8～18時）2回、夜勤14時間（18～6時）2回（4日非番）の4部制をとっているところが多くみられる。同じ制度をとりながら、週の勤務時間が多少異なっているのは、多くのところで6か月に1か月とか1年に7週間の長期休暇をとる制度があり、これを考慮して年間平均勤務時間を算出すると、週38時間になったり42時間になったりすることになるようである。

4 公雇用労働関係機関 — ニューサウスウェールズ州の例

ニューサウスウェールズ州では、公雇用労働関係機関 (the Public Employment Industrial Relations Authority) が設置されており、同州の消防隊法により消防職員の労働関係について、一定の権限が定められている。

公雇用労働関係機関は、常備消防隊又は義勇消防隊の隊員に関する訴訟手続では、雇用案件を取り扱っている管轄裁判所において、これらの隊員の雇用者とされている（ニューサウスウェールズ州消防隊法第70条（56頁）参照）。ただし、これらの隊員の免職、停職、復職並びに規律、昇進又は転勤に関する消防局長の権限に関する訴訟手続には適用しないこととなっている。

公雇用労働関係機関は、常備消防隊の給与、賃金及びその他の報酬並びに義勇消防隊になされる支払いの決定をすることができるものとされている（同法第71条）。

また、公雇用労働関係機関は、雇用問題の見地から、常備及び義勇隊の隊員のグループや団体又は組織との協議に入ることができるものとされている。

V 消防の担当業務等

1 概況

オーストラリアの消防は、各州等がそれぞれ業務範囲を定めているので、担当業務も多少の相違がみられる。その状況を一覧表にすると図表-9のとおりである。

2 消防の担当業務

① 消火

消火については、すべての消防が担当している。危険物事故についても多くの消防が担当している。

② 救助活動

救助活動についても、すべての消防が担当しているが、ビクトリア州地方については、道路、溝及び工場における救助のみを担当している。

③ 風水害・地震等の大規模災害への対応

風水害・地震等の大規模災害への対応については、ビクトリア州地方を除き担当している。

④ 救急業務

救急業務については、州の他の部局で担当しているところはあるが（メルボルン市都救急局等）が、消防担当部局が直接担当しているところはない。

⑤ 予防業務

予防業務については、すべての消防が担当している。

⑥ 建築物・危険物の防火安全対策に係る許認可

建築物・危険物の防火安全対策に係る許認可については、ほとんどの消防が担当し

図表-9 オーストラリアの各州等における消防の担当業務の状況

消防局名等	消 火 活 動	救 助 活 動	風 大 水 規 害 模 ・災 害 地 震 へ 等 の の 対 応	救 急 業 務	予 防 查 察	建 安 築 全 物 対 策 ・危 險 物 の 許 可 防 認 火 可	事 予 務 防 所 訓 ・練 住 指 民 導 等 へ の	火 災 原 因 調 査	そ の 他
メルボルン州都	○	○	○	○	○	○	○	○	
ビクトリア州地方	○	注1			○	○	○	○	危険物事故出動
ニューサウスウェールズ州	○	○	○		○	○	○	○	
クイーンズランド州	○	○	○		○		○	○	
南オーストラリア州都市	○	○	○		○	○	○	○	危険物事故出動
南オーストラリア州地方	○	○	○		○	○	○	○	
西オーストラリア州	○	○	○		○	注2	○	○	社会活動
タスマニア州	○	○	○		○	○	○	○	
首都特別地域	○	○	○		○	○	○	○	危険物事故出動
北部準州	○	○	○		○	○	○	○	危険物事故出動

注1：道路、溝及び工場における救助を担当。

2：州政府によって承認され、州防災委員長（警察長官）の調整になる州防災計画の一部として行う。

ているが、クイーンズランド州では担当していない。また、西オーストラリア州では、州政府によって承認され、州防災委員長（警察長官）の調整になる州防災計画の一部として行うこととされている。

⑦ 事務所・住民等への予防訓練指導

事務所・住民等への予防訓練指導は、すべての消防で行われている。

⑧ 火災原因調査

火災原因調査は、すべての消防で行われている。

⑨ その他

西オーストラリア州では、社会活動の一部も行っているようである。

3 消防機関等の責務及び権限 — ニューサウスウェールズ州の場合

消防機関に与えられている責務及び権限については、州等により多少異なるが、巻末に掲げたニューサウスウェールズ州の消防隊法（N S W 消防隊法）により消防機関に与えられている消防法上の責務及び権限は次のとおりである。

(1) 責務

消防局長は、火災及び危険物災害を取り扱う責務（N S W 消防隊法第6条）を有し、人命を死傷から保護し、財産を損害から守るための施策を行うことができる（同法第7条）。

消防隊は、火災又は危険物災害現場に急行し、消火又は安全にし、危険に瀕している生命及び財産を助けるためのあらゆる手段を講じなければならない（同法第11条）。

(2) 権限

① 報告を受けた火災又は危険物災害の現場かどうか確かめるために、いかなる場所にも進入することができ、またそのために扉や戸を破壊するなど合理的手段を行使することができる（同法第12条）。

② 火災又は危険物災害時における担当官の火災現場又は災害現場における一般的権限が定められている（同法第13条）。

ア 道路及び公共の場所の閉鎖（同法第14条）。

イ 水等の使用（同法第15条）。

ウ 火災及び危険物災害中における建物及び船舶の場所の確保（同法第16条）。

エ 火災及び危険物災害の間又はそれらの直後、それらの災害により損害を受けた建物等が生命又は財産に危険であると思われるとき、それらを引き倒し、破壊し、又は支柱を立てるなどをすること（同法第17条）。

オ ガス及び電気の停止等（同法第18条）。

カ 火災又は危険物災害の際、消防活動等の障害となる人、車両、船舶等を移動させること（同法第19条）。

③ 火災又は危険物災害が起きた建物等への調査のため合理的期間内、立ち入り、保持することができる（同法第20条）。

④ 火災防止又は公共の安全のための法令違反確認のため劇場等の調査、立ち入りすることができる（同法第28条）。

⑤ 爆発物、可燃物の貯蔵、保持等の法律の規定違反を確かめるため、土地、建物、船舶へ立ち入ることができ、違反をしていると思われるときは違反の是正を求めることができる（同法第29条）。

⑥ 消防財政上の権限

消防の経費の73.7%を保険会社が負担し、地方自治体も12.3%を負担することになっているが、この拠出金の割り当てなどのために必要な消防財政上の調査を行ったり、報告を求めたりする権限を有している。

⑦ 局長又は担当官の権限は、部下職員等に委任することができる（同法第23条、第24条）。

VI 消防関係の基準・認証等

1 オーストラリア法の特徴

(1) 連邦法と州法

オーストラリアは、6つの州とオーストラリア首都特別地域と北部準州からなる連邦国家であり、連邦と州それぞれに立法権がある。連邦の管轄事項は、オーストラリア連邦憲法 (Commonwealth of Australia Constitution Act 1900) 第51条に規定されており、国際通商、州際通商、税制、外交、国防などがこれに含まれる。州の管轄事項は、州内の通商、教育、警察、消防などかなり広くなっている。州の管轄事項については、州ごとに規定が異なるために様々な問題が発生することが近年認識され、すべての州に統一の法令規則を制定する試みもなされている。例えば、建築関連は各州の管轄事項であるが、商工技術省 (Department of Industry, Technology and Commerce) 内のオーストラリア統一建築規則調整委員会 (Australian Uniform Building Regulations Co-ordinating Council:AUBRCC) がオーストラリア・ビルディング・コード (Building Code of Australia) を作成している。各州の建築法などでは、このオーストラリア・ビルディング・コードに準拠する旨が規定されている。

(2) イギリス法の影響

オーストラリアは、英國領であった期間も長く、現在でもイギリスの宗主権を認めながら独立を果たしていることから、イギリス法の影響を強く受けている。また、第2次世界大戦以降は、アメリカとの交流が盛んになり、イギリス法の影響とともにアメリカ法の影響も受けている。

2 建築関係法令の状況

(1) 各州等の建築関係法令の状況

オーストラリア各州等の建築関係法令の状況は、概ね次のとおりである。

① ニューサウスウェールズ州

a 地方行政法 (Local Government Act 1919 (NSW))

地方行政一般について定めている州法である。第11章において、建築物一派、建築申請について規定しており、建築、消防に関する詳細は、この法律に基づいて規定されたオーストラリア・ビルディング・コード (行政規定) 条例に規定されている。

b オーストラリア・ビルディング・コード (行政規定) 条例 (Building Code of Australia (Administrative Provisions) Ordinance 1991 (NSW))

建築、消防関連を規定したニューサウスウェールズ州の条例である。第12条において、オーストラリア・ビルディング・コードに準拠する旨が規定されている。

② クイーンズランド州

a 建築法 (Building Act 1975 (QLD))

b 建築条例 (Standard Building By-laws 1991 (QLD))

③ ビクトリア州

a 建築基準法 (Building Control Act 1981 (VIC))

b ビクトリア建築規則 (Victoria Building Regulations 1983 (VIC))

④ 南オーストラリア州

a 建築法 (Building Act 1971 (SA))

b 建築規則 (Building Regulations 1991 (SA))

⑤ 西オーストラリア州

a 地方行政法 (Local Government Act 1960 (WA))

b 建築規制条例 (Building Regulations Order 1989 (WA))

c 地方行政(建築物)条例 (Local Government (Building) Order 1989 (WA))

d 都市計画統一(建築物)条例 (Town Planning (Building) Uniform General By-Laws 1989 (WA))

⑥ タスマニア州

a 地方行政法 (Local Government Act 1960 (TAS))

⑦ 首都特別地域

a 建築法 (Building Act 1972 (ACT))

b 建築規則 (Building Regulations 1972 (ACT))

⑧ 北部準州

a 建築法 (Building Act 1983 (NT))

b 建築規則 (Building Regulations 1991 (NT))

(2) オーストラリア・ビルディング・コード

オーストラリア・ビルディング・コードは、商工技術省内のオーストラリア統一建築規則調整委員会によって作成されたオーストラリア統一のビルディング・コードである。

このビルディング・コードは、各州等の法令規則によって準拠されている。

オーストラリア・ビルディング・コードは、A～H章及び各州の規制からなっている。

A～H章は、オーストラリア全体に適用される一般的な規制が定められている。オーストラリアは、広大でまた州によって気候や産業が異なるので、巻末に各州独自の規制を定めている。

A章 一般 (General Provisions)

B章 構造 (Structure)

C章 耐火 (Fire Resistance)

D章 避難 (Access and Egress)

E章 サービス、設備 (Services and Equipment)

F章 安全、アメニティー (Health and Amenity)

G章 その他 (Ancillary Provisions)

H章 特別な建築物 (Special Use Buildings) (劇場など)

各州の規制

オーストラリア・ビルディング・コードでは、家屋、事務所、商業施設、工場など建築物を10の Classに分類して建築物の構造、防火などを定めており、さらに詳細な技術的仕様はオーストラリア規格に準拠する旨を規定している。

(3) オーストラリア規格

オーストラリア規格 (Standards Australia)は、土木建築、機械、電気、化学、農業、医療など様々な分野について、オーストラリアの製品、サービスのベンチマークとして、オーストラリア規格協会 (Standards Association of Australia:SAA) が定めたものである。オーストラリア規格は、英國規格 (BS) をそのまま採用したもの及び多少の修正を加えて採用したものがある。

VII 消防財政

1 概況

オーストラリアの消防は、各州等が担当しており、消防財政についても一様ではない。

オーストラリア各州等の消防財政について、常備消防職員を主体とする消防においては、人件費がその大部分を占めると思われるが、支出面の内容等の資料は得られていない。消防費の総額については、1999年についてクイーンズランド州2億1,840万オーストラリア・ドル（約174億72百万円）、ニューサウスウェールズ州3億オーストラリア・ドル（約240億円）、メルボルン州都消防1億5,000万オーストラリア・ドル（約120億円）、西オーストラリア州7,354万8千オーストラリア・ドル（約58億84百万円）、南オーストラリア州5,997万4千オーストラリア・ドル（約47億98百万円）となっている（東京消防庁調査、日本円は、1オーストラリア・ドル=80円換算）。

オーストラリアの消防は、かつて保険会社が消防隊を組織して、自社の火災保険に加入している者の家屋等の消火にあたった沿革からか、州等の消防組織となった現在においても、ほとんどの州等で保険会社が消防関係経費の相当額を負担し、消防関係経費に充当されている。

2 消防財政について保険会社、自治体等の負担状況

保険会社からの拠出金の負担割合は州等により異なっている。

西オーストラリア州消防局では、保険会社の拠出金75%、州の負担12.5%、自治体の負担12.5%となっている。

ニューサウスウェールズ州の消防隊法には、保険会社からの拠出金について規定した条文があり（附III ニューサウスウェールズ州の消防隊法第5章消防隊の費用の拠出金第3節保険会社による拠出金（45頁）参照）、保険会社が消防に必要な経費の73.7%を負担し、自治体が12.3%を負担し、残り14.0%を州が負担している。

タスマニア州では、保険会社が消防に必要な経費の50%を負担し、自治体と州が各25%を負担している。

クイーンズランド州では、保険会社が消防に必要な経費の5/7を負担し、自治体と州が各1/7を負担している。

南オーストラリア州では、保険会社が消防に必要な経費の5/9を負担し、自治体と州が各2/9を負担している。

メルボルン州都消防では、保険会社が消防に必要な経費の2/3を負担し、自治体が1/3を負担している。

ビクトリア州地方消防では、保険会社が消防に必要な経費の2/3を負担し、州が1/3を負担している。

首都特別地域では、森林消防隊の経費の50%を保険会社が負担し、自治体と州が各25%を負担している。

保険会社の実態は不詳であるが、日本と異なりかなり数が多いようである。かなり古いが、西オーストラリア州で1959年に消防関係経費を負担した保険会社数は151という資料がある。

VIII 教育・訓練

オーストラリアの消防制度は、州等で異なるので、教育訓練制度も州等によって異なる。

ビクトリア州は、州都メルボルンの区域の消防局と地方の消防局に分かれているが、それぞれ消防学校を持っている。

その他の州等でも、消防学校又は消防局が教育訓練を行っているが、タスマニア消防局では訓練部が教育訓練を担当し、北部準州消防局では教養部が教育訓練を行っている。

各消防局における状況は、次のとおりである。

① ニューサウスウェールズ州の消防学校の状況は、次のとおりである。

初任科教養

期間 20週間（約5か月）、全寮制、1年間に40人採用。

初任科教養を終え、6か月の現場勤務をすると、自分の好きな学校教養を受ける資格ができる。

機関運用課程 … 3週間（緊急走行の仕方、大型車の運転技術、ポンプの運用等）

はしご車運用課程 … 3週間（運転技術、はしごの操作、はしご車を使用しての救助訓練等）

機関修理課程 … 2週間（消防車の修理、点検、資機材の修理等）

警防課程 … 1か月（防御戦術、各種装備習熟等）

呼吸器課程 … 2週間（呼吸器の使用法、保守管理、点検等）

その他10課程がある。すべて、教養終了後、試験があり、合格するとライセンスが与えられる。

② 首都特別地域の首都消防局においては、組織の隊員を直接指導する小隊長、中隊長に対する教養及び訓練が厳しく、毎年、消防学校で2週間の小隊長、中隊長の研修が行われている。

③ メルボルン州都消防局では、初任科教育期間は、6か月、その後1年6か月現場の経験を積み、消防学校の選択科目の選択資格が得られる。選択科目は、コンピュータープログラマーコース、エンジニアコース、緊急走行習得コース、予防指導コース、特殊車操縦コース等多くのコースが用意されている。

これらのコースを習得後も、リフレッシュの意味で各職員は、5年ごとに2週間入校し、教育訓練を受ける。

④ クイーンズランド消防局では、初任課程12週間（週5日）で、通学制である。

IX 救急・救助

1 概況

オーストラリアは連邦国家であるので、行政の内容について各州等により異なる。

あまり詳しい資料は得られていないが、救急業務については、消防担当機関以外で行われている。救助業務については、全消防担当機関が担当している。それらの状況は、以下のとおりである。

2 救急業務

救急業務については、各州等により多少異なるが、消防以外の組織が担当している。それらの状況は、以下のとおりである。

メルボルン州都消防局では、州都救急サービス（公社）（Metropolitan Ambulance Service (Body Coporate)）が担当している。

ビクトリア州地方消防局では、州都救急局、ビクトリア民間救急（公社）（Victorian Civil Ambulance Service (Body Coporate)）が担当している。

ニューサウスウェールズ州では、保健大臣の所管するニューサウスウェールズ州保健委員会（N. S. W. Health Commission）が担当している。ニューサウスウェールズ州では、救急業務法（the Ambulance Service Act）が定められている。

クイーンズランド州では、州の緊急業務局（Bureau of Emergency Services）が担当している。

南オーストラリア州地方消防局では、州のセント・ジョン救急サービス（St John Ambulance Australia）が担当している。

西オーストラリア州では、セント・ジョン救急サービス及び西オーストラリア救急サービス（West Australian Ambulance Service）が担当している。

タスマニア州では、警察・緊急業務局（Department of Police & Emergency）タスマニア救急業務局（Tasmanian Ambulance Service）が担当している。

首都特別地域では、首都地区救急局（A. T. C. Ambulance Service）が担当している。

北部準州では、セント・ジョン救急サービスが担当している。

救急搬送は、クイーンズランド州の例では有料であり、基本料金は8オーストリアドル、搬送距離や処置内容により、料金が加算される。

ニューサウスウェールズ州、首都特別地域、ビクトリア州、クイーンズランド州等では、パラメディック（特別救急医療士）制度を実施して織り、救急現場で気管内挿管、除細動、機械的心マッサージ、駐車、薬剤投与等の二次究明処置を実施している。

3 救助業務

救助業務は、各州とも消防部局が担当しており、救助工作車を各州とも保有している。

民間の組織として、オーストラリア・サーフ・ライフ・セービング協会が1907年に発足している。オーストラリア国内に250のライフ・セービング・クラブがある。レスキュー・ボート、車両などのほかにレスキュー・ヘリコプターも保有している。

X 消防車両等の保有状況

1 概況

オーストラリアの各州等の消防局の消防車両等の保有状況をまとめて調査した資料は、1991・92年の少し古い資料しかないが、その状況は、図表-10のとおりである。

図表-10 各州等の消防局別の消防車両等の保有状況

	ポンプ車	はしご付消防車	救急車	電源・照明車	消防艇	小型動力ポンプ	化学消防車	救助工作車	ヘリコプター	備考
メルボルン州都	68	6		1		5		13		
ビクトリア州地方	238	8		15		約1,000		17	*4	*契約による
ニューサウスウェールズ州	431	31		1	3		10	14		
クイーンズランド州	369	20						24		
南オーストラリア州都市										注
南オーストラリア州地方	570							12	2	
西オーストラリア州	242	5					6	1	68	
タスマニア州	475	5					100		3	*貸借り
首都特別地域	15								2	
北部準州	35	3					16		*3	*救助トレーラー
計	2,343	78		17	3	約1,120	11	156	6	注

海外消防情報調査研究委員会報告書<世界各国の消防に関するアンケート調査結果>
海外消防情報の活用に関する調査研究委員会1993年12月による。以下図表-15まで
同資料による。

注：南オーストラリア州都市については、報告が得られていない。したがって、計に
も含まれていない。

2 ポンプ車1台あたり人口

ポンプ車1台あたりの人口の状況をみてみると、図表-11のとおりである。

図表-11 各州等の消防局別のポンプ車1台あたり人口

	ポンプ車台数	人 口 千人	ポンプ車1台 あたり人口	
メルボルン州都 ビクトリア州地方 ビクトリア州計	68 238 306	4,605.1	15,049	
ニューサウスウェールズ州 クイーンズランド州	431 369	6,274.4 3,401.2	14,558 9,217	
南オーストラリア州都市 南オーストラリア州地方 南オーストラリア州計	?	570 570+?	1,479.8	2,596- α
西オーストラリア州 タスマニア州 首都特別地域 北部準州	242 475 15 35	1,798.8 473.5 300.0 187.1	7,433 997 20,000 5,346	
オーストラリア計	2,443+?	18,519.8	7,581- β	
南オーストラリア州を 除いた計	1,873	17,040.1	9,098	

南オーストラリア州都市のポンプ車台数が不明であり、また、各州等のポンプ車の種類、規模等が不詳であるが、タスマニア島からなるタスマニア州がポンプ車1台あたり人口が約1,000人となっており、人口密度の一番高い首都特別地域はポンプ車1台あたり約20,000人となっている。

オーストラリア全体の状況は、南オーストラリア州都市が不明であるので正確には分からぬが、1台あたり7,000人程度と思われる。

XI 各種災害等の状況

1 火災の状況

(1) 一般の火災

① 火災件数

オーストラリア全体の火災の状況については、少し古い統計しか得られていない。各州等別の火災件数及び損害額は、図表-12のとおりである。

図表-12 各州等の消防局別の火災件数及び損害額

	火災件数 件	損 害 額	
		オーストラリアドル Aus\$	円換算
メルボルン州都	8,953	-	-
ビクトリア州地方	21,500	-	-
ニューサウスウェールズ州	27,032	-	-
クイーンズランド州	35,952	56,000,000	44億80百万円
南オーストラリア州都市	?	?	?
南オーストラリア州地方	6,700	38,000,000	30億40百万円
西オーストラリア州	8,394	39,301,766	31億44百万円
タスマニア州	2,146	-	-
首都特別地域	6,200	-	-
北部準州	約 1,000	27,000,000	21億60百万円

Aus\$はオーストラリアドル。1Aus\$約80円で換算。

② 火災1件当たり損害額

火災による損害額については、集計していない州等があるので連邦全体の状況は集計できない。また、一応損害額が出ているところでも、概算的なところが多いようと思われるが、算出できるところについて火災1件当たり損害額を算出すると、北部準州27,000Aus\$（円換算約2,160千円）、南オーストラリア州地方5,671.6Aus\$（同約454千円）、西オーストラリア州4,682.1Aus\$（同約375千円）、クイーンズランド州1,557.6Aus\$（同約125千円）となっている。

③ 人口1千人あたり出火件数

各州等別の人口 1 千人あたりの出火件数を算出してみると、図表-13のとおりである。

図表-13 各州等の消防局別の人ロ 1 千人あたり出火件数

	火災件数 件	人 口 千人	人ロ 1 千人あたり 火災件数 件
メルボルン州都	8,953		
ビクトリア州地方	21,500		
ビクトリア州計	30,453	4,605	6.6
ニューサウスウェールズ州	27,032	6,274.4	4.3
クイーンズランド州	35,952	3,401.2	10.6
南オーストラリア州都市	?		
南オーストラリア州地方	6,700		
南オーストラリア州計	6,700+ α	1,479.8	4.5+ β
西オーストラリア州	8,394	1,798.1	4.7
タスマニア州	2,146	473.5	4.5
首都特別地域	6,200	300.0	20.7
北部準州	約 1,000	187.1	5.3
南オーストラリア州を除いた計	111,177	17,052.4	6.5
推計 I	133,563	18,532.2	7.2
推計 II	127,644	18,532.2	6.9

注：推計 I は、南オーストラリア州の人口 1 千人あたり件数を比較的件数の多いクイーンズランド州程度と推計した場合、推計 II は、それより低いビクトリア州程度と推計した場合である。

人口 1 千人あたり首都特別地域が 20.7 件、クイーンズランド州 10.6 件、ビクトリア州 6.6 件、北部準州 5.3 件、西オーストラリア州 4.5 件、ニューサウスウェールズ州 4.3 件の順となっている。

オーストラリア全体の人口 1 千人あたり平均出火件数は、南オーストラリア首都圏の数値が得られていないので算出できないが、数値の高いクイーンズランド州程度と推定した場合 7.2 件、ビクトリア州程度とした場合 6.9 件であり、南オーストラリア州を除いた数値は 6.5 件であるので、6.5~7.2 件程度ではないかと思われる。

④ 出火原因

各消防局の3大出火原因を調べると図表-14のとおりである。

図表-14 各州等の消防局別主な出火原因(3位まで)

	出 火 原 因		
	1 位	2 位	3 位
メルボルン州都	暴動以外の放火及び疑い	子供の火遊び	放置及び投げ捨て
ビクトリア州地方	人的間違い	ゴミの焼却	電気のショート
ニューサウスウェールズ州	子供の火遊び	放火及び疑い	放置及び投げ捨て
クイーンズランド州	たばこ	調理	焼却
南オーストラリア州都市	?	?	?
南オーストラリア州地方	焼却	落雷	自動車事故
西オーストラリア州	不明	放火	火熱の誤用
タスマニア州	放火及び疑い	子供の火遊び	再燃
首都特別地域	台所のレンジ	?	?
北部準州	芝草の放火	電気の誤用	?

放火、子供の火遊びなどが多いようであるが、放火には枯れ草やゴミなどの焼却のための放火（火入れ）も含まれているところもあるようである。

(2) 森林火災の状況

オーストラリアでは、森林火災はbushfireといわれている。

オーストラリアの運輸経済局 (Bureau of Transport Economics)の調査によると、被害額1千万オーストラリアドル（2003年12月現在約8億円）を超す森林火災は、過去30年間に23件発生している。また、1967年から1999年の間に発生した被害額1千万オーストラリアドルを超す森林火災による被害総額は25億オーストラリアドル（発生当時のレートで換算すると約1,875億円）と推定されている。

森林火災の原因としては、①子供の火遊び、②キャンプの火の不始末、③自然発火、④交通事故による火災、⑤飛行機の墜落（農薬散布、レジャー等）などがあげられている。

2 その他の災害の状況

オーストラリアでは、自然的な災害としては、干ばつ、洪水、熱帯サイクロン、嵐などがあり、また森林・原野の火災もある。

近年のこれらの災害についての統計資料は得られていない。

3 緊急通報

消防機関への主な通報手段及び火災通報・救急出動要請・警察通報の電話番号は、図表-15のとおりである。

図表-15 消防機関への主な通報手段及び火災通報
・救急出動要請・警察通報の電話番号

	消防機関 への主な 通報手段	火災通報 電話番号	救急出動 要請の 電話番号	警察通報 電話番号
メルボルン州都	電話	1 1 4 4 1	1 1 4 4 0	1 1 4 4 4
ビクトリア州地方	電話	0 0 0	0 0 0	0 0 0
ニューサウスウェールズ州	電話及び自動 火災通報設備	0 0 0	0 0 0	0 0 0
クイーンズランド州	電話	0 0 0	0 0 0	0 0 0
南オーストラリア州都市	?	?	?	?
南オーストラリア州地方	電話	0 0 0	0 0 0	0 0 0
西オーストラリア州	電話及び自動 火災通報設備	0 0 0	0 0 0	0 0 0
タスマニア州	電話	0 0 0	0 0 0	0 0 0
首都特別地域	電話	0 0 0	0 0 0	0 0 0
北部準州	電話	0 0 0 4 6 4 0 0 0	直通又は 0 0 0	直通又は 0 0 0

附 I ニューサウスウェールズ州の消防事情

1 ニューサウスウェールズ州の概況

ニューサウスウェールズ州は、オーストラリアの南東部に位置し、面積が約 800 千 km²（日本の面積の 2 倍強）でオーストラリア全土の 1 割強であるのにに対し、人口は約 600 万人と各州の中で 1 番多く、オーストラリア全人口の約 3 分の 1 を占め、比較的人口の多い州である。区域内にオーストラリアの首都キャンベラの首都特別地域を取り囲んだようになっている。州都は、シドニーである。

2 ニューサウスウェールズ州の消防体制

ニューサウスウェールズ州の消防防災担当組織としては、州の緊急業務大臣（Minister for Emergency Service）の下に消防局（NSW Fire Brigades：組織図は、12 頁）、山火事業務部（Department for Bush Fire Services）、緊急業務局（State Emergency Services）がある。救急業務は、保健大臣（Minister for Health）が所管する機関により提供されている。

消防については、主として都市部は、消防局が取り扱っており、その管轄区域の面積は広くはないが、人口が都市部に集中している関係から、州の人口の約 90% をカバーしている。

山火事業務部は、地方の火事（山火事）における消防活動等に対する統括的な州政府の行政組織であり、各種関係機関・団体との連絡調整、支援等を実施している。山火事業務部の管轄区域は、人口は少ないが、面積としては約 89 をカバーしている。このような活動状況から、名称を地方消防業務（Rural Fire Services）に変更することが検討されている。

ニューサウスウェールズ州には、議長となる消防局長のほか緊急業務大臣から任命された保険会社代表 1 名、自治体代表 1 名及び消防の管理・運営の経験者 1 名の計 4 名からなる消防委員会が設置されている。

ニューサウスウェールズ州には、1991 年現在、常備消防隊員 8,218 名、義勇消防隊員 79,109 名がいる。消防署数は、327 署である。

ニューサウスウェールズ州では、地方団体の区域及び国立公園等の保存区域を地方団体の区域等により消防区（fire district）を定めている。消防区の数は、158 ある。

3 消防車両の保有状況

ニューサウスウェールズ州の消防車両等の保有状況は、次のとおりである。

ポンプ車 431 台	はしご付消防車 31 台	電源・照明車 1 台
化学消防車 10 台	救助工作車 14 台	消防艇 3 隻

4 救急業務

救急業務については、保健大臣が所管する救急業務公社 (Ambulance Service of NSW) で提供されている。公社形態で (Statutory corporation) で、基本的に全州をカバーしているが、遠隔地の救急サービス等には、連邦、州、民間により設立された非営利団体である全国航空医療サービス協会 (Australian Council of the Royal Flying Doctor Service of Australia) が対応する場合もある。

5 消防財政

1999年の消防局の予算は、3億オーストラリア・ドル（約240億円：1オーストラリア・ドル=80円換算）となっている。

ニューサウスウェールズ州では、消防関係経費は、地方自治体が12.3%、保険会社が73.7%、州が14.0%を負担している。

附Ⅱ 西オーストラリア州の消防事情

1 西オーストラリア州の概要

西オーストラリア州は、オーストラリア全土の3分の1を占める約2,500千km²（日本の面積の約6.7倍）の地域に、約180万人の人口を有している。

州都は、パースである。面積は広大であるが、人口の大部分（約80%）は、パース及びその周辺に住んでいる。金鉱の発見、その後の鉄鉱石、ニッケルなどの地下資源の発見、開発により経済的発展をもたらしている。

2 西オーストラリア州消防の沿革

西オーストラリア州最初の消防は、1870年にパース市議会が義勇消防隊員により設立した。パースの港町であるフレマントルでは1885年に消防局が設置された。1899年に州消防局がパースの消防の運営を引き継ぎ、8人の常勤消防隊員と12人の補助消防隊員（必要なときだけ出場し、非常勤）により運営されていた。1910年にメトロポリタン消防局から現在の西オーストラリア消防局に名称が変更された。それまでは馬引きの消防車に21人の職業消防隊員であったが、初めて消防車が1台は位置され、消防隊員は30人に増加した。パースが発展するにつれて専門消防隊員による消防署がパース首都圏に新設され、現在はパースの本部の他に15の常設消防署があり、州内に80の義勇消防隊がある。

3 出場状況

年間平均約9,000件の出場を行っている。うち3分の1は誤報である。約1,600件は各種の建物火災、その他約4,000件はゴミ屑や芝生の火災となっている。西オーストラリア州には、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州及び南オーストラリア州のような問題の多い密生した草木はない。

4 消防体制

(1) 消防委員会

西オーストラリア州の消防には、11名の委員で構成されている消防委員会が設置されている。

委員長、副委員長、消防局長（the chief officer）　州知事により任命。

保険会社代表　3名　保険会社により選任。

自治体代表　3名　自治体により選任。

義勇消防隊代表　1名　西オーストラリアの義勇消防隊により選任。

ゴールドフィールド地域代表　1名　ゴールドフィールド議会により選任。

計 11名

州知事任命の 3名以外は、任期 3年である。

(2) 消防職員等

首都圏消防地区には17の消防署があり、首都圏以外のアルバニー、バンベリー、ジェラルトン、カルグーリー及びノーサムの5つの都市にも常勤の消防隊員と非常勤の消防隊員により構成されている。

州内のその他の地域は、非常勤の義勇消防隊員により、構成されている。

消防職員の状況は、次のとおりである。

常勤 幹部 209名、消防隊員 479名、事務職員 53名、技術職員 108名、計 849名

義勇 2,117名

合計 2,966名

(3) 消防装備

消防車（軽量、中級、重量級ポンプ車及び送水車）	186台
消火器サービス車（有料で消火器の詰換えを行う）	19台
30mはしご車	2台
18m放水塔車	1台
空中作業車（27m 1台、31m 1台）	2台
トレーラー車	6台
可搬式ポンプ	7台
人員輸送車	61台
展示車	10台

5 消防財政

1999年の西オーストラリア消防局の予算は、7,354万8千オーストラリア・ドル（約58億84百万円：1オーストラリア・ドル=80円換算）となっている。

西オーストラリア消防局では、消防の経費の負担割合は、保険会社が75%、地方自治体が12.5%、州が12.5%となっている。

附 III ニューサウスウェールズ州消防隊法

1989年第192号

人命及び財産を火災及び危険物災害からまもり、政府の部局としてニューサウスウェールズ消防隊を組織し、常備及び義勇消防隊を準備し、いくつかの法律を改正するなどの目的のための法律

第1章^{注1)} 総 則

注1：原文では、Part 1 であるが第1章とした。

第1条 法律の名称

この法律は、消防隊法1989年という。

第2条 施行

この法律は、布告で定める日から施行する。

第3条 定義

(1) この法律で、

「局長」(Commissioner)は、公共部門管理法1988年のニューサウスウェールズ州消防局^{注2)}の局長を意味する。

注2：原文では、Fire Brigades holding office直訳すれば消防隊管理事務局であるが、内容をみると2つ後のDepartmentと同じものと思われる所以、消防局とした。

「委員会」(Council)は、この法律によって設立されるニューサウスウェールズ州消防委員会を意味する。

「(消防)局」(Department)^{注3)}は、この法律により政府の部局として設置されるニューサウスウェールズ州消防局を意味する。

注3：原文は、単に「Department」であるが、「(消防)局」とした。

「消防隊」は、常備消防隊又は義勇消防隊を意味する。しかし、森林消防隊は含まない。

「消防区」(fire district)は、第5条の規定による消防区を意味する。

「可燃物質」は、以下のものを含む。

(a) 熱を与えることにより、火花又は自然発生的により点火又は燃焼する物質及び

(b) この定義の目的のために可燃物質と規定された物質

「危険物」は、生産され、貯蔵され、移動され、使用され又は漏れを防ぐために適切な安全管理で取り扱わないと、死傷又は財産の損害を起こし、若しくは拡大する原因となる可能性のある危険な物質を意味する。

「危険物災害」は、死傷又は財産の損害を起こす原因を引き起こし又は恐れのある危

険物の実際の又は差し迫った地上の洩れた液若しくはその他の洩れを意味する。

「地方自治体の区域」は、地方行政法1993年中の「区域」と同じ意味である。

「担当官」(officer in charge)は、消防隊がいる場所については、局長を意味し、もし、局長が不在のときは、次のものを意味する。

(a) その場所にいる常備消防隊員のうち担当の隊員

(b) もし、常備消防隊員がいないときは、その場所にいる義勇消防隊員のうち担当の隊員

土地と又は建物に関する「所有者」は、次のものを意味する。

(a) 土地又は建物の借料又は利益をその時実際に受け取り又は受け取る資格のある者

(b) 土地又は建物がテナントに貸してあるときは、その借料又は利益を受け取る資格のある者

「常備消防隊」は、その隊員の業務が完全に局長の意のとおりになる局長により設置され、維持されている常備消防隊を意味する。

「保険証書(policy)」は、次のものを含む。

(a) 存在、同意及び保険についての確認又は宣言若しくは

(b) 保険の契約がなされ又は同意され若しくは証明がなされた書面の証書

〔船舶〕は、物の貯蔵又は運搬若しくは人の運搬に全部又は一部が使用される船

(ship)、平底荷船(barge)、平底荷船(punt)、小舟(boat)又はその他の浮かんでいる船を意味する。

「義勇消防隊」は、第9条の規定に基づき義勇消防隊の許可が有効になった人の団体を意味する。しかし、森林消防隊は含まない。

(2) この法律で、

(a) 機能の指示は、権限及び義務の指示を含む。

(b) 機能の執行の指示は、機能が義務である場合には、義務の遂行の指示を含む。

第4条 法律の適用

(1) この法律は、すべての消防区に適用する。

(2) この法律は、海洋汚染法1987年で定義する州の水面(State waters)上を除く州内の土地で生じた危険物災害(及びそれから生じた火災)に適用する。

(3) 建物、橋梁又はその他の構造物の内又は上、若しくは水(州の水面の部分を除く)の物体上で起こった危険物災害は、土地で生じたものとする。

第5条 消防区

(1) この条において：

「保存区域(reserved area)」は、国立公園及び野外生活法1974年で意味する国立公園、史跡又は州レクリエーション地域内の土地若しくはその他の保存されている土地を意味する。

(2) 知事は、公報に登載された命令によって、土地を、地方自治体の区域、又は保存区域若しくはその他の方法により消防区として定めることができる。

(3) 消防区として定められた区域は、地方自治体の区域でない区域^{註)}又は保存区域でもない区域を含んではならない。

注：ニューサウスウェールズ州では、内陸部の人口希薄な地域は地方自治体が設置されていない（II オーストラリアの地方自治制度 2 地方自治体の面積・人口等（5 頁）参照）。

(4) 地方自治体の区域又は保存区域へのこの条の命令での指示は、公報で命令の出された日付で境界にその土地に指示が出されたと解釈される。

第2章 消防隊等の規定

第6条 火災及び危険物災害を取り扱う責務

(1) すべての消防区において、火災の際に火災を防ぎ、消火し、生命、財産を保護し救助するためのすべての実行し得る施策を講ずることは、局長の責務である。

(2) 次に掲げる目的のために、すべての実行し得る施策を講ずることは、局長の責務である。

(a) 危険物災害により危険に晒されている生命、財産を保護し、救助するためには

(b) そのような災害を終わらせるために

(c) そのような場所を災害から安全にするために

第7条 人及び財産を保護するための一般的権限

(1) 局長は、州内のいかなるところでも、火災又は危険物災害の有無にかかわらず、人々を死傷から保護し、財産を損害から守るための施策を行うことができる。

(2) 火災の場合には、人又は財産が火災地域内であるか否かは問題ではない。

第8条 消防隊の設置、維持等

この章の局長の機能を執行するために、局長は次のことを行うことができる。

(a) 大臣の承認を得て、常備消防隊を設置すること及び義勇消防隊を設置し、又は設置を援助すること。

(b) 常備消防隊及び義勇消防隊にふさわしい施設及び装備を整えること、

(c) 常備消防隊を維持すること、及び

(d) 義勇消防隊に補助金を支払い、及び義勇消防隊員に支払いをすること。

第9条 義勇消防隊

(1) 大臣は、以下の条件を満たすときには、人の団体を義勇消防隊として承認することができる。

(a) 当該団体が火災を鎮火し、危険物災害について第6条第2項に定められた施策を行うことを目的として設置されていること、及び

(b) (団体の団員として彼らがその業務に対して何らかの報酬を受け又は受けなくても) その目的を実行することが唯一の又は主な職業、若しくは彼ら又は彼らの大部分の生計の手段ではないこと。

(2) 大臣は、義勇消防隊の隊長に書類を手渡して承認を通知し、また、公報に登載す

ることによって何時でも承認を取り消すことができる。

- (3) 義勇消防隊の不動産又は動産の管理者は、この法律の規定に従って、政府により保有され、他の受託者から自由に、その財産を政府に帰属させることができる。

第10条 職員又は機関による機能の執行

局長は、この法律に基づく権限をその職員又は機関若しくは義勇消防隊の隊員により執行することができる。

第3章 火災の消火及び防止並びに危険物災害の取り扱い

第1節^{注)} 火災及び危険物災害時における権限

注：原文では、Division 1 である。

第11条 消防隊の火災又は危険物災害への急行

- (1) 火災の警報があったとき、消防隊は、法律にこれに反する何らかの規定があつても、火災現場に急行し、それを消火し、危険に瀕している生命及び財産を助けるためにあらゆる手段で努力しなければならない。
- (2) 危険物災害の通報があったときは、消防隊は、法律にこれに反する何らかの規定があつても、
- (a) 災害現場に急行し、及び
 - (b) 災害現場を安全にし、危険に瀕している生命及び財産を助けるためにあらゆる手段で努力しなければならない。

第12条 報告を受けた火災及び危険物災害の調査

- (1) 担当官は、消防隊の隊員であるなしにかかわらず、次の場合には、いかなる場所にも侵入することができる。
- (a) 火災の警報があり、火災の場所かどうか確かめるために
 - (b) 危険物災害の通報があり、危険物災害の場所又はそうと思われる場所に何らかの危険物があるかどうか確かめるために
- (2) 侵入するため、門又は扉を破壊し、戸を壊すなど合理的な手段を、行使することができる。

第13条 火災及び危険物災害時における担当官の一般的権限

- (1) 火災のとき、担当官は、
- (a) 生命及び財産を保護し、助け、火災を制御し、鎮圧するために適當と思われる手段を取ることができる。そして、
 - (b) 消防隊の運用を管理し、指揮することができる。
- (1 A) 危険物災害の現場では、担当官は、
- (a) 生命及び財産を保護し、助け、災害を局限し、終わらせ、現場を安全にするために適當と思われる手段を取ることができる。そして、
 - (b) 消防隊の運用を管理し、指揮することができる。
- 現場は、そのときに、担当官により決められた災害の付近の区域である。

(2) もし、火災が叢林の火災（草原の火災を含む。）であるときは、担当官は、できるだけ、火災が起こった場所に関する、叢林火災法1949年（the Bush Fires Act 1949）第41条Aに規定する勢力の運用を効率的に実行する。

(3) この節の以下の規定は、この条に基づく機能が運用することができる特別の例であって、この条の一般性を制限するものではない。

第14条 道路及び公共の場所の閉鎖

(1) 火災の際、担当官は、火災の付近の道路又は公共の場所を、火災の間、交通を閉鎖することができる。

(2) 危険物災害の際、担当官は、災害現場付近の道路又は公共の場所を、その場所が安全になるまで、交通を閉鎖することができる。

第15条 水等の使用

火災又は危険物災害の際、担当官は、火災を消火し又は制御し、若しくは災害を局限し又は終結させ、若しくは災害現場を安全にするために、無償で、次のことをすることができます。

(a) 水道本管、管及び消火栓の水並びに井戸、水槽又は小川の水を使用すること

(b) 水道本管又は管に水を流入させ又は停止すること

第16条 火災及び危険物災害中における建物及び船舶の場所の確保等

(1) 火災の間、その中の火災が構造物又は構造物の中の財産に何らかの危険があるときは、担当官は、建物、車両又は船舶並びにその中又は上の財産を占有することができる。

(2) 担当官は、火災を制御し、消火し、又は拡大を防ぐために、建物を引き倒し、又は破壊し、船舶を移動させ、又は沈め、財産を移動させることができる。

(2 A) 危険物災害を制限し又は終わらせ、災害の場所を安全にするために、担当官は、次のことができる。

(a) その災害の付近の建物、車両又は船舶並びにその中又は上の財産（その財産が危険物を構成するか否かにかかわらず）を占有することができる

(b) そのような車両又は船舶を移動させ、若しくは財産を移動させ、安全に保管することができる。

(3) 実施できるときは、船舶を移動し又は沈める前に、港湾管理者又は港湾の船舶を移動を管理する権限のあるその他の担当者の同意を得なければならない。

第17条 壁の設置及び建物の安全

(1) 火災の際、担当官は、火災の間又はその直後の間、火災により損害を受けた、又は安全でなくなった若しくは担当官が生命又は財産に危険であると思われる壁又は建物を引き倒し、破壊し又は支柱を立てることができる。

(1 A) 危険物災害の際、災害の間又はその直後の間、災害により損害を受けた、又は安全でなくなった若しくは担当官が生命又は財産に危険であると思われる壁又は建物を引き倒し、破壊し又は支柱を立てることができる。

(2) その費用は、壁又は建物の所有者が負担し、局長に支払われる。

第18条 ガス及び電気の停止等

- (1) 火災の際、担当官は、火災の施設又は付近の施設へのガス又は電気の供給を遮断し、又は接続を外すことができる。
- (1 A) 危険物災害の際、担当官は、災害の施設又は付近の施設へのガス又は電気の供給を遮断し、又は接続を外すことができる。
- (2) 本条の規定による権限の行使について、担当官は、ガス又は電力を供給する者に担当官の指示に従って、それを遮断し又は接続を外すために適當な者をただちに派遣するよう求めることができる。
- (3) その者は、そのような求め及び指示に従わなければならない。
- (4) ガス又は電気を供給する者は、本条の規定に基づく供給の障害によるいかなる損害に対しても責任を負わない。

第19条 人及び障害物除去の一般的権限

火災又は危険物災害の際、担当官は、消防隊の活動又は担当官の機能の運用を妨げると思われる火災又は危険物災害の現場又は付近の人、車両、船舶又は物を移動させることができることとする。

第2節 特別の権限

第20条 法律適用地域外の火災

- (1) 局長は、消防隊の隊員が、その車両及び装備とともに、火災の消火のために、消防区の区域を超えて出動することを許可することができる。
- (2) そのような場合、この法律の規定は、火災及び火災の際行われたことは、火災が消防区内であったと同様に適用する。

第21条 火災跡等を整理する権限

- (1) 局長は、次のような権限を有する。
 - (a) 耕し、燃やし、整理し、又はいかなる土地（消防区内であるか否かを問わず）の上に積み上げ又は保持すること
 - (b) その行為が叢林火災又は他の火災の発生、拡大又は進展を防ぐのに必要であれば、可燃物質又は他の物質を土地（消防区内であるか否かを問わず）の上で移動し、燃やし又は破壊すること
- (2) この条により与えられた権限は、以下に定めるとき以外に発動してはならない。
 - (a) 火災を制御し又は消火し、若しくは火災による死傷から人を、火災による損害から財産を守るため、若しくは
 - (b) 土地を所有し又は管理していると思われる者の許可を得て

第22条 土地及び建物への立入り権

局長は、その機関によって、火災又は危険物災害が発生した建物又は船舶に入り、土地、建物又は船舶を合理的な期間又は火災又は災害に関する審理又は審査が済むまで占有する権限を有する。

第3節 指揮構造

第23条 局長権限の委任

- (1) この部の規定により局長に与えられ又は課された機能は、局長によりその目的のために権限が与えられた公務員又は消防隊の隊員により行使されることができる。
- (2) そのような権限の付与は、書面による必要はなく、また機能の執行に応じて権限があるように運用される。

第24条 担当官の他の職員への権限の委任

- (1) 火災の際又は危険物災害の際、担当官は、担当官のこの部に基づく機能の全部又は一部の行使を公務員又は消防隊の隊員に、委任することができる。
- (2) 前項の権限の付与は、書面による必要はなく、また機能の執行に応じて権限があるように運用される。

第25条 職員の権限を認識する義務

- (1) 警察業務の隊員及びその他のすべての人は、次のことを認識すべきである。
 - (a) 局長の権限及び局長の命令のもとに行動している消防隊員並びに
 - (b) 消防隊員のいる場所における担当官の権限
- (2) このような人の権限を支持すること及びこの法律又は規則に基づく命令に従うよう彼らを助けることは警察業務の各隊員の義務である。
- (3) この条は、人々又は財産が火災又は危険物災害による危険にあるときに、人々を死傷から、又は財産を損害から守る観点からのみ適用する。

第26条 州際の援助

- (1) 州際 (interstate) の消防隊の隊員であり火災の消火又は危険にある生命又は財産を助ける目的で消防区の火災の場所にいる者は、次のことをしなければならない。
 - (a) 火災現場の担当官によりその者に与えられた命令に従うこと
 - (b) 火災現場の担当官の要求によりその者の責任で装具又は設備を配置すること
- (1 A) 州際の消防隊員であり災害の制御又は消滅、災害の場所の安全又は危険にある生命又は財産を助ける目的で州の危険物災害の場所にいる者は、次のことをしなければならない。
 - (a) 災害現場の担当官によりその者に与えられた命令に従うこと
 - (b) 灾害現場の担当官の要求によりその者の責任で装具又は設備を配置すること
- (2) 火災又は災害の現場に担当官がいない間、その消防隊の隊員の責務を引き受けている火災又は災害の現場にいる州際の消防隊の隊員は、この法律の適用では、火災又は災害現場にいる担当官とみなす。
- (3) この条において、「州際の消防隊」は、名前に拘らず、クイーンズランド州、ビクトリア州、南オーストラリア州又はオーストラリア首都地域^{註)}の法律に基づき設置された消防隊を意味する。

注：ここに掲げられた州等は、ニューサウスウェールズ州に隣接している。

第4節 調査等

第27条 消防隊の検査等

局長は、消防隊並びにその施設及び設備を検査し、それらについて規則を定めることができる。

第28条 劇場等の調査

火災防止又は公共の安全のための法律の規定が違反しているか又は違反が続いているかどうか確かめるために、局長は公共の娯楽又は公共の集会に使用されている劇場、ホール、建物又は場所に入ることができる。

第29条 調査一危険物、火の発火

- (1) 局長は、爆発物又は可燃物の貯蔵又は保持に関する若しくは火災の発生に関する法律の規定に違反していないかどうか確かめる目的で、何時でも、土地、建物又は船舶に立ち入ることができる。
- (2) このような規定に違反していると思われるときは、局長は、関係する土地又は建物所有者、若しくは関係する船舶の船長、所有者又は代理者に、定められた期間内に、違反が是正されることを求める通知をすることができる。
- (3) このような通知を受けたものは、定められた期間内に従わなければならぬ。

最高限度ペナルティ：50ペナルティ単位

第30条 所有者からの報告

- (1) 次の者は、この条による要求をする権限を有する。
 - (a) 局長
 - (b) 削除
 - (c) 消防隊の隊員
- (2) この条により権限を与えられた者による要求に対し、火災又は危険物災害が発生した施設の所有者、動産を運搬し、危険物を含んでいる車両の所有者又は運転手、火災又はそのような災害により破壊され又は損害を受けたそのような施設又は車両上の動産の所有者は、次のことをしなければならない。
 - (a) 施設又は財産がその者により特定されたとき又は間、確かにあったかどうか、権限のある者に伝えること。
 - (b) 権限のある者に保険者の名前及び保険金の額を含む保険の詳細を知らせること。動産がどんな危険物を含んでいるか。
- (3) 第2項に違反し又は同項に意図的に違反し、虚偽又は間違えやすい物質を知らせた者は、有罪である。

最高限度ペナルティ：5ペナルティ単位

第5節 罰 則

第31条 権限のない消防隊の設置

(1) 消防区に火災消火の目的で、消防隊を設立し、又は保持することは、次の場合を除き、違法である。

(a) この法律に基づく権限のある機関のもとに常設又は義勇消防隊として、若しくは

(b) その人が所有し又は使用する若しくはその人が雇用されている施設又は土地の上に

(1 A) 危険物災害に関して第6条第2項に規定する施策を取る目的で何らかの団体を設置し又は保持することは、次の場合を除き、違法である。

(a) この法律に基づく権限のある機関のもとに常設又は義勇消防隊として、若しくは

(b) その人が所有し又は使用する若しくはその人が雇用されている施設又は土地の上に

(c) その人の従業員からなる団体及びその人により所有され、その人に所有された車両その他の手段により運搬される危険物を含む災害を取り扱うために設立された団体

(d) 局長の承認を得て

(2) この条の規定に違反した者は、有罪である。

最高限度ペナルティ：20ペナルティ単位

第32条 消火栓の隠蔽

以下のことをした者は有罪である。

(a) 見つけ難いように、消火栓を意図的に覆い、囲い又は隠した者又は

(b) 消火栓の位置又は識別するを示す印、記号又は文字を消し又は移動した者
最高限度ペナルティ：20ペナルティ単位

第33条 消防隊設備の損傷等

消防隊に属し又は使用中の建物、消防車、ホース、はしご又はその他のものを意図的に損害を与え又は破壊したものは、有罪である。

最高限度ペナルティ：

(a) 初犯 — 20ペナルティ単位又は1月の禁固若しくはそれらの併科

(b) 再犯以上 — 50ペナルティ単位又は12月の禁固若しくはそれらの併科

第34条 虚偽の警報

火災報知器又は火災警報の信号装置を不正に変更したもの若しくは悪意で虚偽の警報をした者は、有罪である。

最高限度ペナルティ：

(a) 初犯 — 20ペナルティ単位又は1月の禁固若しくはそれらの併科

(b) 再犯以上 — 50ペナルティ単位又は12月の禁固若しくはそれらの併科

第35条 消防隊員等の妨害

この法律に基づく機能を運用している局長、消防局の職員又は消防隊の隊員を妨害した者は、有罪である。

最高限度ペナルティ：10ペナルティ単位

第35条 A 削除

第6節 雜 則

第36条 審査の際の局長の代理

- (1) 局長は、火災又は危険物災害の原因又は起源に関する審理及び審査において、その目的のために局長が任命した者により代理させることができる。
- (2) 局長の代理者は、審理及び審査において証拠を提示し、証人を調べ、及び陳述することができる。

第37条 自発的協力業務に対する支出

局長は、局長又は消防隊に対する自発的又は特別の業務に対し、支出をすることができる。

第38条 保険の対象となる損害

- (1) この法律又は他の法律の規定に基づき、善意により運用され、火災又は危険物災害の際に、局長、担当官又は消防隊の隊員（第26条に規定する州際消防隊を含む。）により生じた財産の損害は、財産上の火災保険の保険証書の火災による損害と見なされる。
- (2) この条は、もし人又は財産が火災により危険に瀕し、又は避難又は危険物からの避難により危険に瀕しているとき、死傷から人を保護し、又は損害から財産を保護する機能の運用から生じた財産の損害に関してのみ適用する。

第39条 水の使用

局長は、関係する水の供給を管理する者と協議して、消防隊の訓練又は実際の目的で本管又は支管の水の無料使用の権限がある。

第4章 火災及びその他の業務に出動の費用

第40条 火災及び危険物災害に出動の費用

- (1) この条に規定するものを除き、消防隊の隊員の火災への出動に対して費用は必要としない。
- (2) もし、火災がこの法律が適用される消防区以外に建物、車両、船舶又は財産に起ったとき、局長は、消火又は生命又は財産の救助に要した消防隊の隊員の業務に対して、規定した費用をこえない額を償うことができる。
- (3) それらの費用は、次の者から償われる。
 - (a) 建物、車両又は財産の所有者若しくは
 - (b) 船長又は船舶若しくは船舶の貨物の所有者
- (4) これらの費用の額は、建物、船舶、貨物又は財産の火災前の価格の20%を超えない。
 - (4 A) もし、危険物災害が、州内で起つたときは、局長は、消防隊の隊員の次の業務に対して、規定した額を超えない費用を償うことができる。
 - (a) 災害を局限し、又は終わらせ、若しくは災害の場所を安全にする、若しくは
 - (b) 危険にあった生命又は財産を救出する
 - (4 B) これらの費用は、次のものから償われる。
 - (a) 危険物の所有者又は受け持っている者若しくは、
 - (b) 災害が起つた施設の所有者又は占有者若しくはその中又は上で若しくはその使用から災害が起つた車両又は船舶の所有者又は受け持っている者
 - (4 C) この条は、危険物災害から生じた火災であるが、消防区内の火災に対する費用の償いを許すものではない。
- (5) この条は、州の権利について政府を拘束し、議会の立法権にまで、政府のその他のすべての能力を拘束する。

第41条 費用の割当て

- (1) 第40条の規定に基づき支払われる火災に関する費用は、建物、船舶又は車両の所有者並びに財産、貨物の所有者の間で、火災前のそれらの相当の価格の応じて、比例的に割当てられる。
- (2) 支払いすべき関係者の間で、お互いの又は一部のものの支払い比率等費用について何らかの争いが起つたときは、局長は、各人から支払われる額を定め、確定することができる。
- (3) 局長の確定は、関係者の各人に由り支払われる額の訴訟において結論的証拠である。
- (4) 第40条の規定に基づき支払われる火災関係以外の費用は、規則が制定された場合には、規則に従って比例的に割当てられる。

第42条 その他の業務の費用

- (1) もし、局長又は消防隊の隊員が、ある人により又はある人のためになされた要求

(何らかの法律に基づくか否かにかかわらず)について、

- (a) 何らかの施設を検査し、又は
 - (b) 何らかの設備を検査し、試験し、働かし又は修理し、若しくは
 - (c) 火災予防又は防止、消火設備又はその他の事柄に関する忠告又は報告を与える、
若しくは
 - (d) 何らかの訓練コースを指揮し、又は
 - (e) 何らかの警報（もし後にそれが虚報であったとわかる）に対応し
 - (f) 規則に定められたその他の業務を遂行したときは、
局長は、遂行された業務に関する規則により規定された費用を負担するものから支払いを受けることができる。
- (2) もし、費用が訓練コースの指揮について規定されていないときは、局長は、局長が定める費用が訓練コースの指揮に支払われる費用として合理的と思われる費用の支払いを受けることができる。
- (3) この条は、州の権利について政府を拘束し、議会の立法権にまで、政府のその他のすべての能力を拘束する。

第43条 費用の放棄又は減額

局長は、次に該当すると思うときは、その判断により、この章の規定により支払われる費用を放棄し、又は局長が適当であると考える比率により、そのような費用を減額することができる。

- (a) 消防隊の運用に費用に対するその者の貢献（地方税又は保険料その他の支払いにかかわらず）及び
- (b) 局長が関係があると思うその他の事柄

第5章 消防隊の費用の拠出金

第1節 消防隊の費用の見積り及び拠出金

第44条 定義

この章において：

「保険会社」は、次のことをする団体、組合（partnership）、協会（association）、保険業者（underwriter）又は人を意味する。

- (a) ニューサウスウェールズにある財産の損失又は損害に対し保険証書のもとに発し、又は引き受ける
- (b) ニューサウスウェールズ外の団体、組合、協会、保険業者又は人のため又はそれらに移すために保険証書に関して、保険金を受ける

「会計年度」は、毎年、7月1日から始まる12月の期間を意味する。

「消防隊の費用」は、特定の期間に関する次の総計を意味する。

- (a) その期間に、第8条の規定（消防隊の設立、維持等）に基づく局長の機能の運

用について要した経費、及び

- (b) その期間に、第37条の規定（自発的業務に対する支払い）に基づく要した経費
- (c) その期間に、この法律の権限に基づく（消防）局、委員会又は大臣の行政費用に関し要した経費

第45条 消防区における費用の見積り

各会計年度の開始前に、局長は、その会計年における各消防区内及び関係する消防隊の経費の見積もりを作成しなければならない。

第46条 財務官の承認した額を超えない総見積額

会計年度間のすべての消防区に対する第45条の規定に基づく見積りの総額は、大臣の同意を得て出納官（Treasurer）によりその会計年度に関して承認された額を超えてはならない。

第47条 見積額の調整

- (1) 会計年間の見積もり総額は、次の事項の集積により、必要に応じて減額又増額し、調整することができる。
 - (a) 部局の信用又は負債の額
 - (b) 会計年度に部局に支払われる見積額（この章の規定により消防隊への分担金以外）
- (2) 各消防地域に関する分配される必要な金額は、比例配分調整され、配分される額は次により計算される。

$$\text{ある消防区} \quad \text{その消防区に} \quad \text{る全消防区の調整見積もり総額} \\ \text{に配分され} = \text{見積られる額} \times \frac{\text{る必要金額}}{\text{全消防区に対する見積もり総額}}$$

第48条 削除

第49条 分割払いの時期

- (1) この節の規定に基づき支払うべき分担金（前金払いを含む。）は、毎年7月1日、10月1日、1月1日及び4月1日に又は前に4分割払い、若しくは局長が関係の分担者に命じ及び通知した日に又は前に、支払うものとする。
- (2) もし、支払うべきときから30日以内に支払われないとときは、支払いすべき議会又は保険会社は有罪になる。

最高ペナルティ：50ペナルティ単位

- (3) この条に基づく罪の有罪決定は、分割払いの支払いの負担額に影響を与えない。

第2節 地方自治体の区域による拠出金

第50条 議会から求められた拠出金

- (1) 消防区に分配するように求められた額の12.3%は、（第2項が適用されなければ）

地方自治体の区域又は全部又は一部が消防区に含まれている地方自治体の区域によって拠出される。

- (2) もし、消防区が、保存地域（第5条に定義されている）から成っており、かつ、その他の区域がない場合は、
- (a) 消防区に含まれている地方自治体の区域は、消防区に関して拠出する必要はない、そして
- (b) 消防区に拠出する必要がある額の12.3%は、国立公園及び野外生活法1974年により設立された国立公園及び野外生活基金から拠出される。そしてその基金からの支払は、それに応じて正当化される。

第50条 A 地方自治体による前払い拠出金の支払い

- (1) もし、地方自治体の区域により拠出される必要の額が、会計年度の7月1日までに決定されないときは、関係地方自治体は、全消防区に対するその会計年度の見積もりをしている局長に前払い拠出金の支払いをしなければならない。
- (2) 前払い拠出金の支払いは、局長により決定された額である。
- (3) すべての消防区に対する見積額が決定されたときは、会計年度間の必要な拠出金は、前払い拠出金の額にしたがって、局長により調整される。

第51条 地方自治体の区域間の調整

もし、ある消防区が2以上の地方自治体の区域で成り立っているときは、各地域により支払われる拠出金の額は、土地の評価額にしたがって配分しなければならない。

第52条 拠出金の積立

- (1) もし、この法律が地方自治体の全区域に適用される場合は、地域により支払われる拠出金の金額は、関係する議会の整理公債基金（the consolidated fund）から支払われる。
- (2) もし、この法律が1つの地方自治体にのみ適用される場合は、議会は、必要な拠出金を整理基金又は地方行政法1993年に基づき、その部分の課税される土地の土地価格上の地方税率を必要なだけ特別に上げて支払うことが必要である。
- (3) それに反対の地方行政法1993年の規定にかかわらず、そのような率が課税されるべきかどうかの問題について、議会の投票で取り上げない。
- (4) もし、ある年の必要な額が前年の必要額より大きいときは、議会は、その年の率を定めることなしに、大きな額に対応した特別の高い率を課すことができる。

第53条 議会による報告

- (1) 地方自治体の区域の議会^{注)}は、毎年12月又は局長が議会に求め又は知らせたその他のときに、局長に報告（return）を提供しなければならない。

注：地方自治体の議会（council）は、地方自治体の議決機関であり、執行機関でもある（II オーストラリアの地方自治制度 5 地方自治体の機関（6頁）参照）。

- (2) 報告は、局長がこの章の目的のために得ることが必要であると思うこの法律が適用される地方自治体の区域又はその一部の区域の全課税財産に関する詳細を示さな

ければならない。

- (3) この条により必要とされる報告の提供をしない又は報告の提供について虚偽の又は間違わせる報告をした議会は、違反で罰せられる。

最高ペナルティ：20ペナルティ単位

- (4) 報告を提供しない罪の違反は、報告の提供又は議会が不履行の継続について罪を犯していることに影響を与えない。

第53条 A 地方行政法1993年による議会の要求

議会がこの節の規定に従って、行うことを求められたことを行った結果については、議会は地方行政法1993年に基づく要求に違反しない。

第3節 保険会社による拠出金

第54条 保険会社からの必要な拠出金

1年間にこの章の規定により拠出する (contribute) ことを求められた金額のうち73.7%は、この節の規定により保険会社により拠出される。

第55条 保険会社による前金払い

- (1) 保険会社は、毎会計年度に、第56条に基づく査定額を局長に前金払いをしなければならない。
- (2) 前金払いは、第4項の規定に基づく拠出金にしたがった又は前金払いすべき会計年度の前の1年の会計年度間の会社が負った保険料の総額に関して局長により定められる比率に等しい額であるべきである。
- (3) 局長により定められる比率は、拠出金を要する会計年度のすべての消防区に関するすべての保険会社によるこの章に基づき拠出される額を用意する比率であるべきである。
- (4) 第1表に掲げられた保険証書の各クラスの保険料の額は、この条に基づく拠出金にしたがって保険証書のクラスに関するその表に記述されたとおりである。
- (5) もし、少なくともこの条の規定に基づき拠出しようとする保険会社の3分の2が第1表が改正されるべきであると希望し、局長も改正を勧めていると、大臣が認めるとときは、大臣は、公報に登載された通知により、その表を改正することができる。
- (6) そのような改正は、大臣が通知に定めた通知の発行の日の翌日から効力を発する。

第56条 査定及び調整

- (1) もし、保険会社が会計年度中にこの節の規定に基づく報告を提出するときは、局長は、次の式により調整したその年度の会社に関する必要な拠出金額を会社に通知しなければならない。

$$a \times b$$

$$\text{必要な拠出金} = \frac{a \times b}{c}$$

ここで、

- 「a」は、会社によりなされた報告に特定される拠出金に関する保険料の総額、
- 「b」は、報告に関する年度に、すべての消防区に関する全保険会社によるこの章の規定に基づき拠出される総額、
- 「c」は、その年に関して、全保険会社によって、この節に規定に基づきなされた報告に特定された拠出金に関する全保険料の総額である。

- (2) もし、ある会計年度内の保険会社に関する調整された必要な拠出金額が、その会計年度の保険会社によってこの節に規定に基づきなされた必要な前払い拠出金額より大きいときは、保険会社は、調整がなされた会計年度の12月31日より遅れることなく、又は本部長により認められた遅い期日までに前金払いした拠出金額と調整された金額の差額を局長に支払わなければならない。
- (3) 会社が、この節の規定に基づく前払い拠出金を支払わない会計年度の必要な拠出金が調整されたときは、会社は調整がなされた会計年度の12月31日より遅れることなく、又は局長により認められた遅い期日までに局長に調整された金額を支払わなければならない。
- (4) もし、会計年度について調整された拠出金額が、その会計年度についてこの節に規定に基づき会社によりなされた前金払い拠出金額より少ないとときは、局長は、以下に対して差額の負債を負う。
 - (a) 調整がなされた会計年度について、前金払いされた金額に関する支払いが残っている分割払い金及び、
 - (b) 次の会計年度になされるべき前金払いに関する支払いの必要のある分割払い金、局長が決定する方法で、もし、何らかの差引残高が b 号の会計年度の末に未払いである場合は、局長は、次の 6 月 30 日までに会社に差引残高を支払わなければならない。
- (5) もし、保険会社が、
 - (a) この節に規定する前金払いに関して、第 4 項に規定する負債を与えることができるとき、及び
 - (b) この節の規定により報告を提出することが必要とされていた保険料を受けていない、及び前金払いがなされた会計年度内に、受けることができなかつた、並びに
 - (c) この章の規定に基づく拠出金に関する会社の負担額が返済されたときは、局長は、できるだけ速やかに、会社に負債の額又は事情に応じた差引残高を支払わなければならない。

第57条 外国の保険が含まれているときの所有者の負債

- (1) もし、保険会社が連邦の又は州の又は準州の法律のもとでは、保険業務を遂行する権限がない場合は、この条は、保険会社が第55条の規定に基づき、それについて保険料を受け取った財産の所有者である者に適用する。
- (2) 局長は、この条が適用される者に、その者の財産に関して会社が受け取る保険料

であるので、その者は、この章の規定に基づき、保険会社が支払う必要がある拠出金に責任を有することを通知することができる。そして、そのような場合には、

(a) その者は、これらの保険料に関して、この章の規定に基づき会社に支払われる金額を局長に支払わなければならない。

(b) この条の規定は、規則により定められる必要な規定の修正にしたがい、その者がこれらの保険料を受けた保険会社と見なして適用する。

(3) 30日以内にこのような額の支払いができない所有者は、有罪である。

最高ペナルティ：10ペナルティ単位

(4) このような支払いの額は、財産上の何らかの保険業務の発行又は更新により、会社により又は会社のために州に補填される保険料から引き下げることができ、若しくは支払いをした者の負債として会社から補填されることができる。

(5) この条は、関係する保険料を州内又は州外で受けても適用する。

第58条 保険会社による報告

(1) 保険会社は、各会計年度中の9月又は局長が公報で通知した別のときに、次の書類を局長に提出しなければならない。、

(a) 表第1に規定されたクラスの州にある財産の損失又は損害に対し、保険について、前会計年度の間、会社により又は会社のために受けた保険料の総額を示す規定された様式の報告書

(b) 報告に関し、及び第2項にしたがった監査役の証明書

(2) 監査役の証明書は、規定された様式で記述されなければならない。そして、以下により与えられる。

(a) ニューサウスウェールズ会社法(Companies (New South Wales) Code)の意味における登録された会社監査役

(b) 局長がその者に証明書を与える資格があると思う州に住んでいない者

(3) この条により報告書を提出することを要した保険料を受けることをやめ、又は受けることができるのでやめた保険会社は、報告書は30日以内に局長に書面で通知しなければならない。

(4) もし、第3項の規定に基づく通知を局長が受けたときは、

(a) 会計年度内の3月31日前 — 会社は、その年の第55条の規定に基づく前金払いの未払いの分割払い金を支払う責任から免責されない、若しくは

(b) 会計年度内の3月31日以後 — 会社は、その年の前金払いの未払いの分割払い金又は翌会計年度の分割払い金を支払う責任から免責されない。

(5) もし、以下の場合は、保険会社は有罪である。

(a) この条の規定に基づく局長への報告又は通知しないとき、又は

(b) 虚偽又は特別な問題について誤解を与える報告をしたとき。

最高のペナルティは；

(a) (a) 号は、5ペナルティユニット

(b) (b) 号は、20ペナルティユニット

第59条 保険料の総量の定義

この節の目的のために、

「保険料の総量」は、支払われ、又は支払う必要がある若しくは受領した仲買手数料、又は手数料を含む。

(a) いかなる保険料、又は

(b) 保険証書に関して支払われた配当金又はそのような保険料の還付、若しくは

(c) ニュースウェルズ内の他の保険会社へ、保険会社により再保険の方法で支払われ、又は支払われるべき、会社が又は会社のために受領した保険料の一部

第60条 保険会社の会計の監査

(1) 大臣の要求により、会計検査長 (Auditor-General)は、この章の規定に基づき検査し又は監査しなければならない。

(2) 検査及び監査は、この章の規定に関する又はそこから生じた事項についてされるべきである。

(3) 会計検査長は、大臣に、監査についての報告をその完了後、可及的速やかに提出しなければならない。

(4) 次のことを行った者は、有罪である。

(a) この条の規定に基づく機能を運用しているときに、会計検査長又は会計検査長のために活動している者を妨害すること

(b) 会計検査長又はそのために活動している人から、この条の目的のためにそうすること、その者が所有し又は管理している計算書、書類又は記録を作成すること若しくは質問に答えることを要求されたとき、合法的理由なくして行わないこと

第61条 財産の所有者の報告

(1) もし、連邦又は州の法律に基づき保険業務を遂行する権限がない保険会社が、この法律が適用される地域内で財産に関する危険性を保っているときは、財産の所有者は、毎年9月中に、又は局長が命じたその他のときに、公報で通知し、局長に報告しなければならない。

(2) その書類は、前会計年度又は局長が命じたその他の期間、保険会社にその財産に関する所有者によって支払われた保険料の金額を示さなければならない。

(3) この条の規定により要求された報告を提出することができない者は、有罪である。

最高ペナルティ：20ペナルティ単位

第61条A 経過的整理 — 1993年6月30日まで6月間の保険会社による特別報告（及び財産所有者による）

(1) この条の目的は、1993年消防隊法(the Fire Brigades (Amendment) Act 1993)によってなされた改正の結果、第58条の規定に基づく保険会社による報告及び第61条の規定に基づく財産の所有者による報告を歴年から会計年度へ転換することを容易にすることである。

(2) 施行後できるだけ早く（ただし、施行後1月以上遅くなく）

(a) 保険会社は、局長に1993年1月1日から1993年6月30日までの6月の期間に関

- する報告書（第58条にしたがって）を提出しなければならない。
- (b) 第57条が適用される者は、局長に1993年1月1日から1993年6月30日までの6月の期間に関する報告書（第61条にしたがって）報告書を提出しなければならない。
- (3) この条の規定に基づく報告は、局長により認められた様式によりなされなければならない。
- (4) このような報告は、局長により、1993歴年の第56条の規定に基づく査定及び調整を行い並びに1994歴年の第55条の規定に基づく前金払いを決定することに用いられる。
- (5) 第4表の第2項の制限なしに、この条に規定する報告並びに第4項関係の査定、調整及び前金払いについて規則で定めることができる。

第4節 見積もり経費の充当

第62条 特別充当

- (1) 每年、第47条の規定に基づき必要として調整された消防隊の見積もり経費として第1節の規定に基づき決定された額が整理公債基金から充当される。
- (2) この条により充当された金額は、充当が関係する会計年度の間、消防隊の経費に見合ったものとして適用される。
- (3) 会計年度末前に使用されなかった金額は、（消防）局の運用のために銀行勘定に支払われる。

第63条 削除

第64条 ニューサウスウェルズ消防隊基金

- (1) ニューサウスウェールズ消防隊基金を財務省の特別預金勘定に設置する。
- (2) 第4表の第6項の規定による基金に支払われる必要がある金額が基金に支払われる。
- (3) 基金からの支払いは、この法律の権限のあるものにより起こる経費のために財務大臣の同意によりされる。

第6章 行政

第1節 部局

第65条 部局の設置

- (1) この法律により「ニューサウスウェールズ消防隊」の名称の政府の部局を設置する。
- (2) その部局は、1902年憲法第49条の規定に基づき設置されてきたと見なされ、この条には、部局に関してその条により与えられた権限に影響を与えるものは何もない。

第66条 部局の要員等

- (1) 局長が局長の機能を運用するのに必要な職員は、公共部門管理法1988年(the Public Sector Management Act 1988)の第2章の規定により雇用される。
- (2) 第1項の規定は、常備消防隊の隊員には適用されない。
- (3) 局長は、部下職員の業務又は政府部局の施設の使用、行政事務所、公共又は地方の機関について定めることができる。
- (4) この法律の目的のために、この条の規定によりその業務の使用がなされる者は、部局の職員である。

第67条 効率、規律及び善行

局長は、消防隊の隊員の効率、規律及び善行について責任を有する。

第2節 消防隊員

第68条 「機関」の定義

この節中

「機関」は、公雇用労働関係機関 (the Public Employment Industrial Relations Authority)を意味する。

第69条 消防隊員の任命等

- (1) 局長は、この法律の目的のために、消防隊の隊員を準備する必要がある者を任命することができる。
- (2) 消防隊の隊員は、隊員として行為をしているときは、政府の業務としてニューサウスウェールズ州政府によって雇用された者とされる。
- (3) 第70条の規定を除き、局長は、次の機能（限定なしに）を含み、消防隊の隊員の雇用のすべての機能を持ち、運用することができる。
 - (a) 隊員の免職、停職又は復職
 - (b) 隊員の規律、昇進又は転勤

第70条 機関が雇用者とされる場合

- (1) 機関は、常備消防隊又は義勇消防隊の隊員に関する訴訟手続では、雇用案件を取り扱っている管轄裁判所において、これらの隊員の雇用者とされる。

- (2) この条は、次の事項に関する訴訟手続には適用しない。
- (a) 常備消防隊又は義勇消防隊の隊員の免職、停職又は復職
 - (b) これらの隊員の規律、昇進又は転勤に関する局長の権限

第71条 機関の給与、賃金の決定

- (1) 機関は、次のことを決定をすることができる。
 - (a) 常備消防隊員の給与、賃金及びその他の報酬並びに
 - (b) 義勇消防隊の隊員になされる支払い
- (2) 常備消防隊員の給与、賃金及びその他の報酬並びに義勇消防隊の隊員になされる支払いは、法律で他の定めがある場合を除き、この条に定める規定で定められる。
- (3) この条の規定により決定された報酬又は支払いの額は政府に訴え救済することができる。

第72条 機関の合意の介入

- (1) 機関は、雇用問題の見地から、常備又は義勇消防隊の隊員のグループ又は階級を代表する団体又は組織との協議に入ることができる。
- (2) このような協議は、協議により影響を受ける階級又はグループのすべての者を拘束し、常備又は義勇消防隊の隊員（同意が関係している組合又は組織の会員であると否とを問わず）は、協議の条件に対して訴える権利を有しない。

第73条 命令、同意等に効力を与える局長

局長は、第70条に規定する手続きにより、及び第72条に規定する同意により管轄裁判所でなされた命令又は決定に効力を与える。

第74条 消防隊の隊員に関する規則

- (1) 雇用及び業務の条件並びに隊員の規律を含み、常備消防隊の隊員の雇用及び義勇消防隊員の業務について、規則を制定することができる。
- (2) 雇用、業務の条件又は規律に関する規則は、
 - (a) 管轄の雇用に関する裁判所によりなされた判定及び機関が当事者である雇用の協定に従って効力を有し、並びに
 - (b) 第71条（機関の給与、賃金等の決定）の規定に基づく機関の決定にかかわらず効力を有する。

第3節 委員会

第75条 委員会の設置

- (1) この法律によりニューサウスウェールズ州消防委員会を設置する。
- (2) 委員会は、次の4人の委員で組織する。
 - (a) （消防）局長、委員会の議長になる。
 - (b) 削除
 - (c) オーストラリア保険委員会により指名された3名の名簿から、大臣により選ばれたニューサウスウェールズの保険会社を代表する者として大臣より任命された

者

- (d) ニューサウスウェールズ地方自治体協会及びニューサウスウェールズ州協会の連名で指名された3名の名簿から、大臣により選ばれたニューサウスウェールズの地方自治体を代表する者として大臣より任命された者
 - (e) 削除
 - (f) 大臣の意見により火災防止及び管理に経験があるとして、大臣より任命された者
- (3) 第2表は、委員会の構成員及び手続きについて定める。
- (4) 大臣から求められてから相当期間内に、団体が第2項c号又はd号の規定による任命の名簿の指名ができないときは、大臣は、大臣自身の選択により任命することができる。

第76条 委員会の機能

- (1) 委員会の機能は、大臣にこの法律の機関のもとに設置された消防隊の業務の発展、調整、行政及び州全体の規則に関することについて助言することである。
- (2) そのような助言は、大臣の要求によつても、また、要求がなくても与えることができる。
- (3) 委員会は、この法律又は他の法律に基づき、与えられ又は課せられたその他の機能を有する。

第77条 委員会の小委員会

- (1) 委員会は、大臣の承認を得て、その機能の運用に関して、委員会を助けるため小委員会を設置することができる。
- (2) 小委員会の一部又は全部が委員会の委員でなくともかまわない。
- (3) 小委員会の招集及び会議における業務処理の手続きは、委員会又は（委員会の決定に基づき）小委員会で定められる。

第7章 補 則

第78条 責任からの保護

大臣、局長、部局員、常備消防隊の隊員又は義勇消防隊の隊員若しくは本部長の機関のもとで行為した者によりなされた事柄又はものは、もし、その事柄又はものがこの法律又は他の法律を執行する目的で善意でなされたのであれば、個人又は政府は、行為、責任、クレーム又は要求が問われない。

第79条 土地の取得

消防隊の施設は、公共事業法1912年（the Public Works Act 1912）第40条の公共事業であると思われ、大臣は、当該条文にかかわらず、当該条文の建設する機関である。

第80条 保険証書保持者への通知

- (1) この条は、次の保険証書に適用する。
 - (a) 第5章に規定する拠出金の要求に従うもの、及び

- (b) 第1表のA部に規定されたクラスの保険証書であるもの。
- (2) 保険会社は、次に定める総額により保険料がどのように見積られているか記述している書類なしには、この条を適用する保険証書の更新に関して支払われる保険料についての送り状又はその他の書類を人に発してはならない。
 - (a) 第5章に規定する要求された拠出金及び
 - (b) 叢林火災法1949年 (the Bush Fires Act 1949)の規定により要求された拠出金
最高ペナルティ : 10ペナルティ単位

第81条 代理店又は受託者による経費

- (1) 保険会社 (第5章の意味内の) の代理店により、当該会社のために、又は関してこの法律に基づき支払われたすべての経費は、
 - (a) 当該会社の代理店により所有された金額から代理店により減額することができる、また
 - (b) 管轄裁判所で負債として当該会社から代理店により回収されることがある。
- (2) 家、土地又は施設に関して、人の代理者によりこの法律の規定に基づき必要があり又は適正として支払われた経費は、
 - (a) 人の代理者により所有された金額から代理者により減額することができる、また
 - (b) 管轄裁判所で負債として当該人から代理者により回収されることがある。
- (3) 家、土地又は施設の受託者は、家、土地又は施設に関してこの法律の規定により、受託者により必要があり又は適正として支払われた費用の支払いに、受託者の管理下にある基金を適用することができる。

第82条 賦課金の回収

- (1) この法律に基づき局長に支払われる賦課金は、管轄裁判所において政府に対する負債として、局長により回収することができる。
- (2) そのような賦課金の回収の手続きで、特定の金額が局長へ負債者により支払われるべきであると局長の署名した証明書は、証明すべき事項の証拠となる。

第83条 委任

- (1) 局長は、この法律に基づき局長の機能とされているものを、この権限以外に権限のある者に委任することができる。
- (2) もし、委任を受けた者が、局長により書面で認められた場合は、当該委任を受けた者は、局長から委任を受けた機能を権限のある者に再委任することができる。
- (3) この条中
「権限のある者」は、次のものを意味する。
 - (a) 削除
 - (b) 部局の職員
 - (c) 消防隊の隊員

第84条 有罪の手続き

この法律又は規則に対する違反の手続きは、設置された地方裁判所の前に、軽犯罪裁

判所 (Magistrate) によって略式に取り扱われる。

第85条 規則

- (1) 知事は、規則を制定することができる。
- (2) 特に、規則は、次の事項について規定を定めることができる。
 - (a) 局長及び消防隊がこの法律又は規則により与えられた機能の運用ができるよう
に
 - (b) 一般的に消防隊の隊員の義務を記述するために
 - (c) 消防隊の隊員の効率、規律及び善行の保持のために
 - (d) 義勇消防隊の編成及び消防隊の規制及び検査並びに消防隊の施設及び設備につ
いて
 - (e) 建物に危険であると思われるところでの火の点火の禁止又は規制すること
 - (f) この法律及び規則を遂行するために使用される通知及びその他の書類の形式に
ついて記述すること
 - (g) 各種の階級の建物について、火災の場合に居住者が避難することができるよう
に設備する手段並びにこれらの避難手段の検査及び維持について記述すること
 - (h) 局長の意見により危険な性質の目的に使用される建物について、若しくは構造
又は使用が、局長の意見により、火災の急激な広がりを許すと思われる建物につ
いて、火災警報設備、スプリンクラー及び火災の拡大を防ぎ又は遅らせることが
局長により認められたその他の装置又は器具並びにこれらの報知器、スプリンク
ラー、その他の装置及び器具の検査及び保持について記述すること
 - (i) 建物内、上又は下における可燃物の貯蔵の禁止又は規制に関すること
 - (j) この法律が適用される地方団体の区域内の点火物のある地域又は建物に接近し
て可燃物の貯蔵の禁止又は規制に関すること
 - (k) この法律が適用される地方団体の区域内の置き場 (yard) 内又は土地の空き地
内の可燃物の保管 (deposit) に関すること
- (1) この法律が適用される地方団体の区域内の可燃ゴミの焼却に関すること
- (3) 規則には、10ペナルティ単位を超えないペナルティを課する罰則を設けること
ができる。そして継続している違反の場合には継続している違反 1 日につき 1 ペナル
ティを超えない罰則を設けることができる。

第86条 廃止及び改正

- (1) 次の法律は、廃止する。
 - 消防隊法1909年第9号
 - 消防隊（改正）法1941年第23号
 - 消防隊（改正）法1988年第54号
- (2) 第3表に掲げる法律は、その表に定められたとおり改正する。

第87条 除外及び経過規定

第4表に記載のとおりである。

(以下表等省略)

「オーストラリアの消防事情」関係参考文献

オーストラリアの消防事情（消防に関係のある地方行政関係を含む。）の主な参考文献を掲げる。

<オーストラリアの行政・地方制度>

- ・オーストラリアの地方行政事情 John D. McCullen 著 （財）自治総合センター 1986年3月
- ・増補改訂版比較地方自治—外国の地方自治制度—オーストラリア 山下茂・谷聖美・川村毅著 第一法規 1992年9月
- ・新版 世界の地方自治制度 XⅡ オーストラリア 久保田治郎著 イマジン出版 2002年7月

<オーストラリアの消防・防災事情>

- ・各国の消防 オーストラリア消防庁 発行年不詳
- ・西オーストラリア消防局の概況 西オーストラリア州消防局長述 大野春雄訳 I F C A A , Vol. 13 No. 12 全国消防長会 1985年
- ・西オーストラリアの消防 西オーストラリア州消防委員長・消防局長述 大野春雄訳 I F C A A , Vol. 14 No. 27 全国消防長会 1987年
- ・オーストラリアブリスベン市を訪ねて 山本健著 近代消防 全国加除法令出版 1989年6月
- ・オーストラリアの水難事故対策…人命救助技術 神谷早苗著 近代消防 全国加除法令出版 1991年11月
- ・海外の安全防災に係る法令・規則に関する調査・研究報告書 オーストラリア編 (社)日本損害保険協会安全技術部 1993年3月
- ・海外消防情報調査研究委員会報告書<世界各国の消防に関するアンケート調査結果> 海外消防情報の活用に関する調査研究委員会 1993年12月
- ・オーストラレーシアにおける地域の安全性～成功への共通構想～ ニューサウスウェールズ州消防局長 I F C A A '02 KYOTO R E P O R T 2002年9月
- ・オーストラリアの森林火災 ブライアン・アッシュ、河野守著 火災 日本国火災学会 2003年6月

その他オーストラリア各州などの資料

既 刊

海外消防情報シリーズ 1	イギリスの消防事情	A 4 判	本文42頁
海外消防情報シリーズ 2	ドイツの消防事情	A 4 判	本文63頁
海外消防情報シリーズ 3	フランスの消防事情	A 4 判	本文67頁
海外消防情報シリーズ 4	アメリカの消防事情	A 4 判	本文91頁
海外消防情報シリーズ 5	韓国 の 消 防 事 情	A 4 判	本文37頁
海外消防情報シリーズ 6	中 国 の 消 防 事 情	A 4 判	本文42頁
海外消防情報シリーズ 7	フィリピンの消防事情	A 4 判	本文48頁
海外消防情報シリーズ 8	マレーシアの消防事情	A 4 判	本文52頁
海外消防情報シリーズ 9	インドネシアの消防事情	A 4 判	本文66頁
海外消防情報シリーズ 10	ベトナムの消防事情	A 4 判	本文61頁

海外消防情報シリーズ 11

オーストラリアの消防事情

発 行 平成16年3月25日

〔編集・発行〕 海外消防情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

(財)日本消防設備安全センター内

電 話 (03) 3501-7925

F A X (03) 3501-7903

無断転載禁ずる

定価1,050円 (本体1,000円 + 消費税50円)